

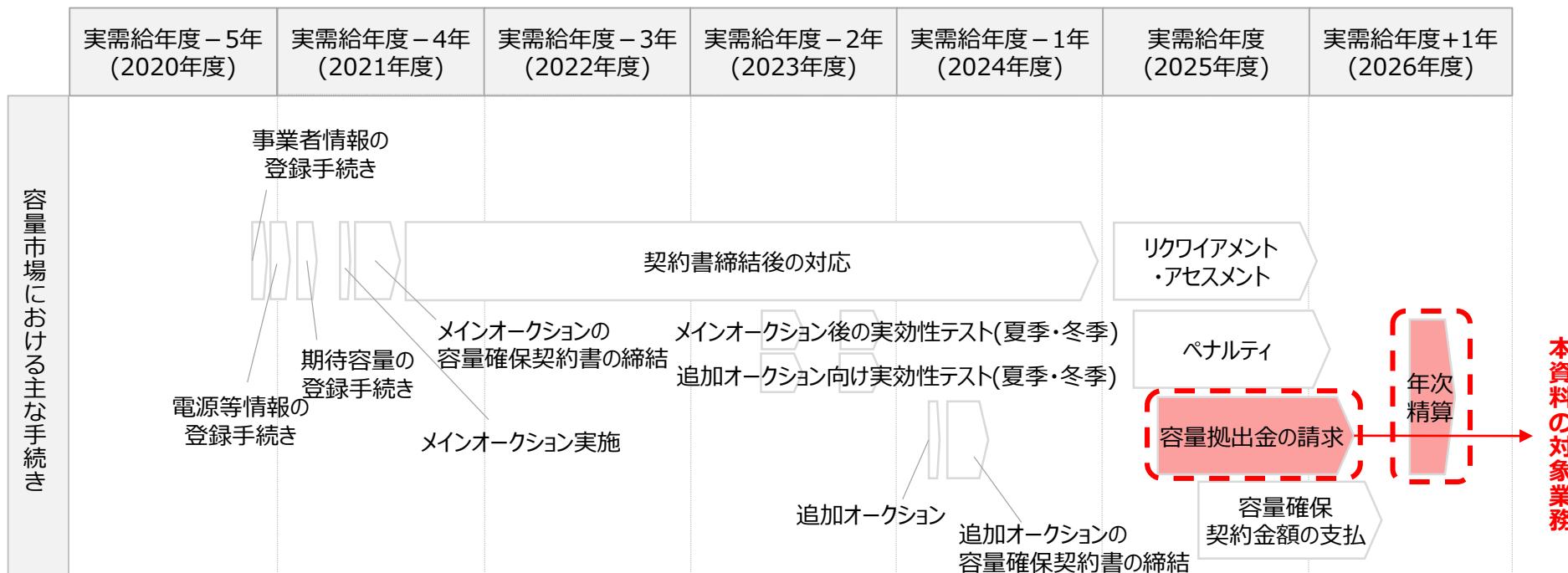
容量拠出金説明会
(小売電気事業者向け)
(対象実需給年度：2026年度)

2025年10月
電力広域的運営推進機関

1. はじめに	3
2. 容量市場の概要	7
3. 容量拠出金の概要	9
4. 容量拠出金に関する各事業者における業務	19
5. 容量拠出金の計算方法	37
6. 容量拠出金算定諸元の公表等	59
7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理	67
8. FAQ・お問合せ先・その他お知らせ	71

- 本資料では、実需給期間中の容量拠出金対応についてご説明します。
- 実務にあたっては業務マニュアル 容量拠出金対応編※も合わせてご確認ください。

【容量市場全体スケジュール（参加登録～実需給年度中）】



※：容量拠出金対応編の業務マニュアルは、2025年10月8日に以下のページにて意見募集用の案を公表しました。
意見募集期間は2025年10月8日～10月22日となります。

https://www.occto.or.jp/iken/2025/251008_youryou_gyoumumanual_ikenboshu.html

ファイル名『容量市場 業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2026年度）（案）』

- 本資料は、小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者に容量市場における容量拠出金やその消費税処理に対する理解を深めていただくことを目的としております。
- 上記の目的を踏まえまして、本資料においては容量拠出金に関する概要説明や算定方法、各事業者における業務や消費税の取り扱い等についてご説明いたします。

説明会 開催目的	小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者に容量市場における容量拠出金やその消費税の課税方針に対する理解を深めていただくこと		
容量拠出金の概要説明	容量拠出金の算定方法	容量拠出金に関する各事業者における業務	消費税の取り扱い
容量市場における容量拠出金の位置づけや全体概要などの説明	各事業者への容量拠出金の請求額の算出手順の説明	容量拠出金に関する各事業者における業務の説明	容量拠出金に関する消費税の取り扱いに関する説明

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量 (kWh) の確保のみならず、中長期的に供給能力 (kW) を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力 (kW価値) を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保することとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

(電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋)

電気事業法

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

- 実需給2026年度の容量拠出金に係る全体スケジュールは以下の通りです。
- 容量拠出金の説明会は、開催回の時点で内容を更新した説明資料を用いてご説明します。
- 業務マニュアルについて、2025年10月8日に意見募集用の案を公表しました※1。

項目	内容	スケジュール
容量拠出金説明会 (対象実需給年度：2026年度)	小売電気事業者/一般送配電事業者/ 配電事業者を対象に、 容量拠出金対応に係る説明会を実施	本日の説明会 2025年度：2025年10月15日
業務マニュアル 容量拠出金対応編の公表※1	実需給2025年度の 容量拠出金対応について記載	2025年10月8日～10月22日 意見募集中※1
容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額) の発行※2	実需給2025年度分の容量拠出金 仮請求額通知書 (年間総額) を発行	2025年12月頃
容量拠出金請求額通知書の発行※2	毎月の容量拠出金請求額 通知書を発行	2026年6月～
容量拠出金請求書の発行※2	確定した毎月の容量拠出金の 請求書を発行	2026年7月～
年次精算 (還元 又は 追加請求)	容量提供事業者から回収した経済的ペナル ティの還元や容量拠出金の回収額を一致させ るための追加請求を実施予定	2028年1月頃予定

※1：容量拠出金対応編の業務マニュアルは、2025年10月8日に以下のページにて意見募集用の案を公表しました。
意見募集期間は2025年10月8日～10月22日となります。

https://www.occto.or.jp/iken/2025/251008_youryou_gyoumumanual_ikenboshu.html
ファイル名『容量市場 業務マニュアル 容量拠出金対応編 (対象実需給年度：2026年度) (案)』

※2：会員情報管理システムにて各帳票を発行後、発行した旨をお知らせするメールが送付されます（後述）。

2. 容量市場の概要

容量市場導入の背景及び概要

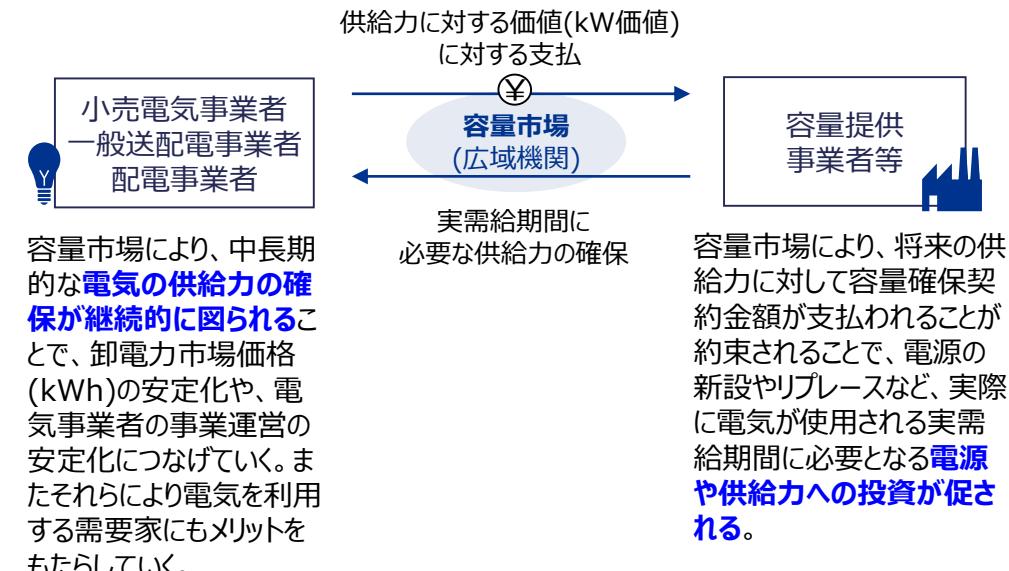
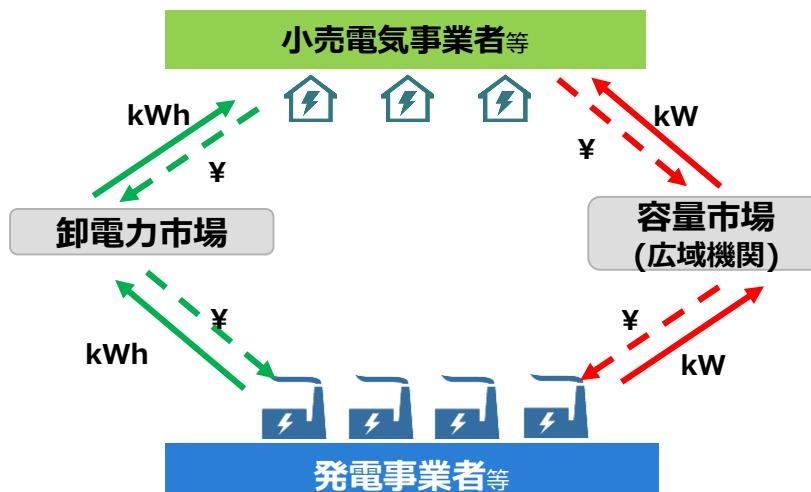
7

【容量市場導入の背景】

- 以下の目的を効率的に達成するために、容量市場を導入します。
 - 電源投資が適切なタイミングで行われ、予め必要な供給力を確実に確保すること
 - 卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと

【容量市場の概要】

- 容量市場では、電力量(kWh)ではなく、**将来に必要となる供給力(kW)**が取引されます。
- 容量市場とは、**将来にわたる日本全体の供給力を効率的に確保するための仕組み**で、**発電所等の供給力を金銭価値化し**、多様な発電事業者等に市場へ参加いただくことにより**供給力が確保**されています。

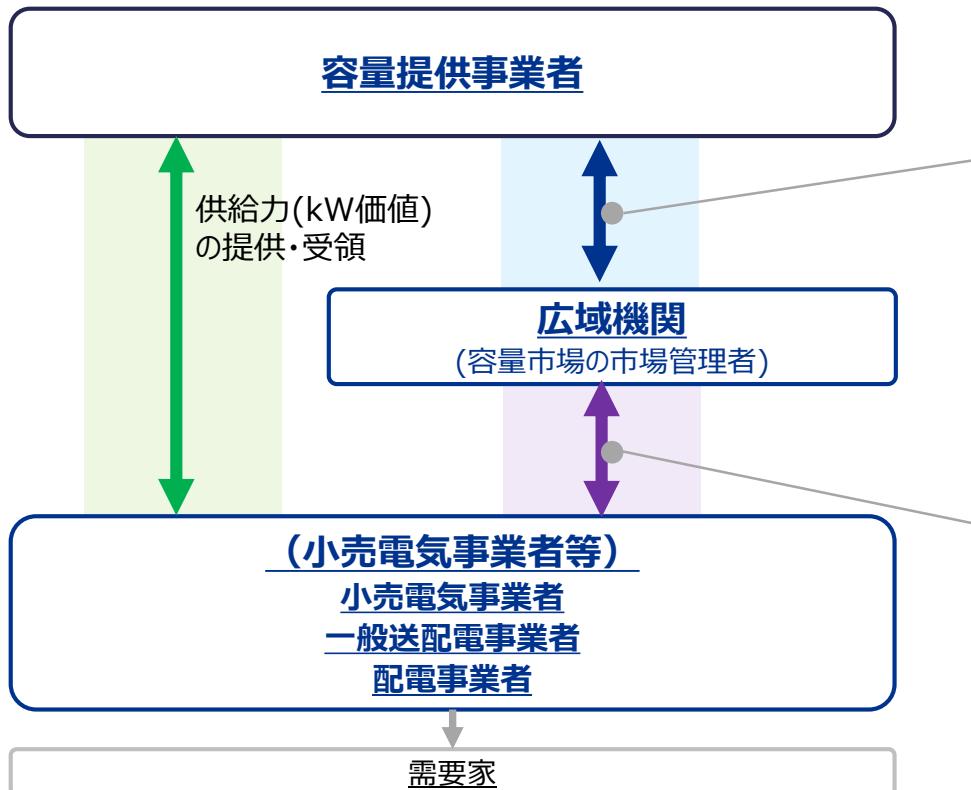


2. 容量市場の概要

容量市場の取引の流れ

- 容量提供事業者については、容量確保契約金額の交付や経済的ペナルティの発生・返金が取引として発生します。
- 小売電気事業者等については、容量拠出金の請求や、未回収分が発生した場合の追加請求、経済的ペナルティの還元が取引として発生します。

容量市場取引の概要



【容量確保契約金額】

容量提供事業者に対して、供給能力に対する価値(kW価値)の対価を支払う取引

【経済的ペナルティ】

実需給前、実需給期間中において、アセスメントの結果、容量提供事業者に科される違約金

【経済的ペナルティの返金】

実需給前に市場退出による経済的ペナルティを科された容量提供事業者に対して、追加オークション開催有無に伴い、ペナルティの返金を行う取引

【容量拠出金】

小売電気事業者等が支払う容量市場における供給力を確保するための取引

【容量拠出金の追加請求(年次精算)】

小売電気事業者等の取引で生じた容量拠出金の未回収分を、年次精算で小売電気事業者等へ追加請求することにより総額を一致させるための取引

【還元(年次精算)】(小売電気事業者のみ)

受け渡し期間における容量提供事業者のリクワイアメント未達による経済的ペナルティ等を小売電気事業者の取引の総額に反映させるための取引

3. 容量拠出金の概要

容量拠出金の全体像

- 容量拠出金とは、容量市場において供給力を確保するために、電気事業法に定める供給能力の確保の規定に基づき、小売電気事業者等に拠出いただくものです。
- 2024年度以降に本機関の会員である小売電気事業者については夏季/冬季ピーク時kWシェア等に応じて、一般送配電事業者、配電事業者については各エリアのH3需要に応じて容量拠出金を本機関から請求します。
- 容量拠出金を原資に、供給力を提供する容量提供事業者へ、本機関が容量確保契約金額を交付します。

容量拠出金の請求と容量確保契約金額の支払

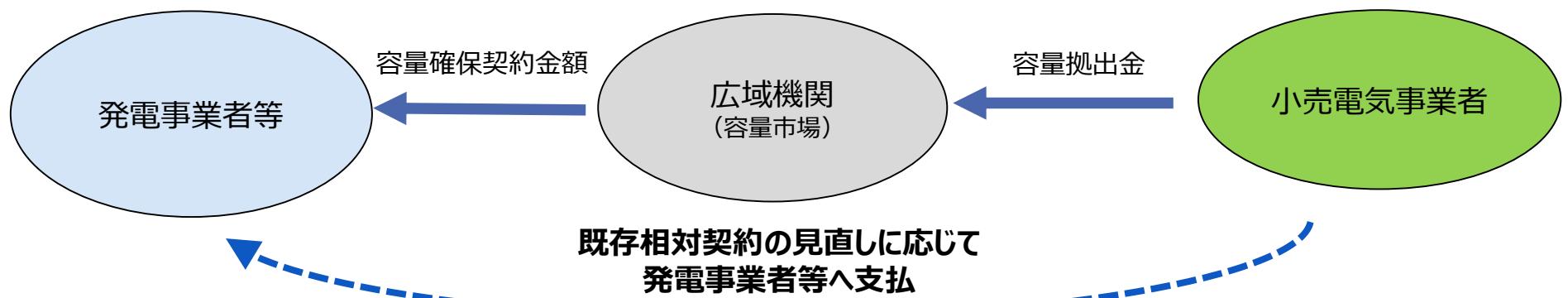


- 容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者が算定の対象となります。
 - ✓ 相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生します。
 - ✓ 発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができます。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、容量確保契約書の締結や実需給期間までに、適切に見直される必要があると考えられます。
- なお、契約見直しを行う際の考え方※は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針をご参考にしてください。

※経済産業省 容量市場に関する既存契約見直し指針

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/kizonkeiyaku_youryou.pdf

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



見直し協議において、契約先電源の落札状況の把握が必要な場合は以下を参照ください。
(本機関HP) 相対契約の協議を目的とした容量市場に関する情報開示
<https://www.occto.or.jp/market-board/market/jouhoukaiji.html>

請求・支払について①_月次スケジュールイメージ

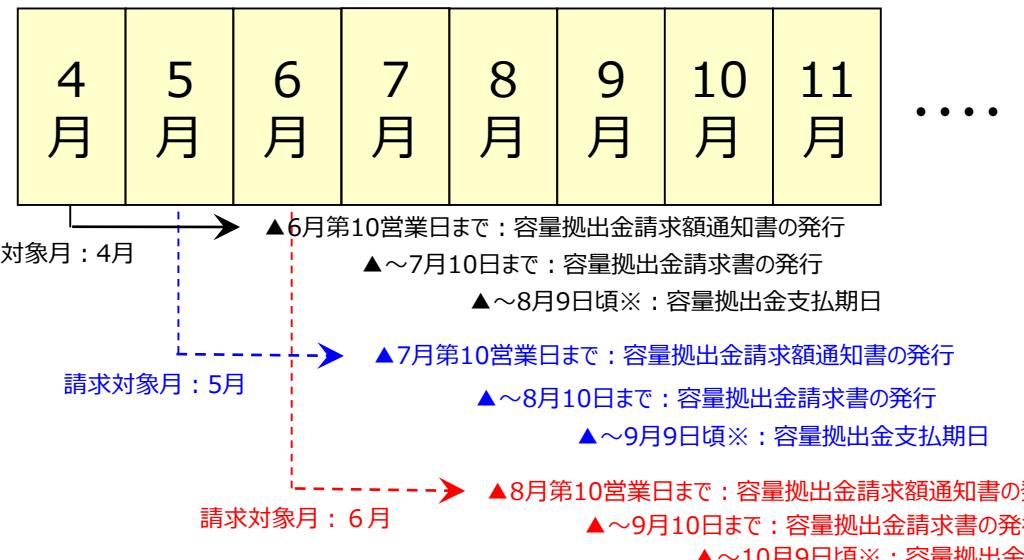
- 容量拠出金の請求と支払の月次スケジュールは以下を予定しています。

4月（N月）を請求対象月とした場合、

- 6月（N+2月）の第10営業日までに容量拠出金の請求額通知書を発行します
- 7月（N+3月）の10日までに容量拠出金の請求書を発行します
- 容量拠出金の請求書発行から1か月以内※にお支払いただきます

- 上記の月次スケジュールにて毎月の請求額通知・請求・支払のフローが進んでいきます。

■ 容量拠出金の月次スケジュール



■ 容量拠出金の支払期日について (本機関の定款より)

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

- 2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するため必要な情報を求めることができる。
- 3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。
- 4 容量拠出金の額に関する事項は、容量拠出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。

5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

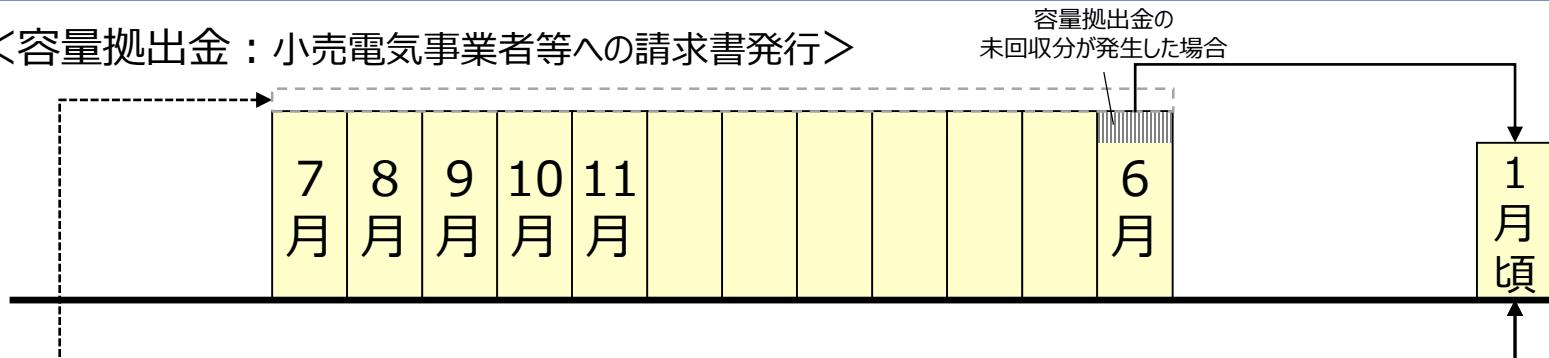
※: N+3月の10日に容量拠出金の請求書が発行された場合、N+4月の9日が振込期日となります。
発行される請求書に記載の「振込期日」の日までに、請求金額をお支払いいただきます。

3. 容量拠出金の概要

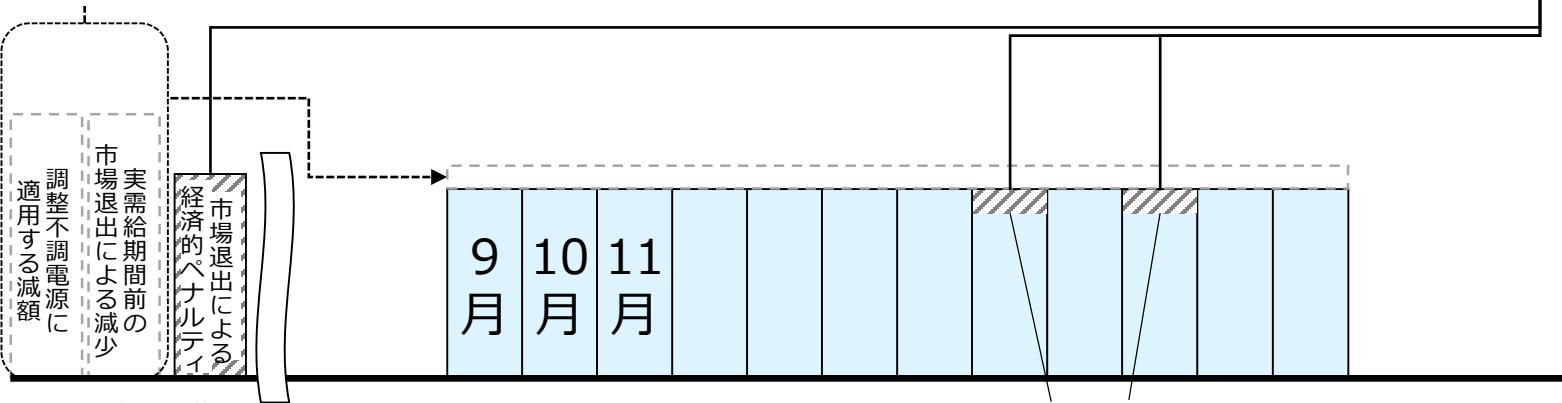
請求・支払について②_年間スケジュールイメージ

- 4月（N月）を請求対象月とする容量拠出金は、7月（N+3月）に請求書の発行が行われます。
- 容量確保契約金額に対して、経済的ペナルティが生じた場合や、容量拠出金の未回収分が発生した場合は、容量拠出金へ反映を行うため実需給年度の翌年度11月頃に年次精算を開始し、その翌々月の翌年1月頃に、追加請求の場合は請求書を、還元の場合は支払通知書を送付し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金それぞれの総額を一致させます。

＜容量拠出金：小売電気事業者等への請求書発行＞



＜容量確保契約金額：容量提供事業者への支払＞



【追加請求と還元(年次精算)】
容量拠出金の未回収分（■）が、実需給期間中の経済的ペナルティと、市場退出による経済的ペナルティ（/）を上回った場合は追加請求が行われます（左図）。一方で、容量拠出金の未回収分（■）が、実需給期間中の経済的ペナルティと、市場退出による経済的ペナルティ（/）を下回った場合には還元が行われます。

3. 容量拠出金の概要

請求・支払について③_年次精算スケジュールイメージ

- 2024年度の年次精算は2025年11月1日の算定開始を予定しています。
- 以下の条件を満たす事業者を年次精算の対象とします。
 - ✓ 2025年3月31日時点で会員であること
 - ✓ 2024年度容量拠出金について2025年10月31日時点で滞納がないこと
- 年次精算の通知は2025年11月17日以降に行うことを予定しています。

2025年11月より算定開始、11月中旬以降に還元額・追加請求額を通知
2026年1月9日に支払通知書又は請求書を発行（2025年10月分容量拠出金と合算）
2026年2月6日が支払期日又は請求期日

年次精算スケジュール（対象実需給年度：2024年度）

	2025年										2026年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
2024年度 3月分 容量拠出金	（ 2024 年 度 ） 実 需 給 年 度 終 了				▼ 6/10(火) 請求日	▼ 7/9(水) 納入期日							
2024年度 年次精算					▼ 3/31(月) 会員資格の 確認日				▼ 10/31(金) 滞納額の 確認日	算定期間 11/17(月)以降に通知 ※還元額通知書・ 追加請求額通知書	差額を反映		
2025年度 10月分 容量拠出金									▼ 11月1日 年次精算の算定開始	▼ 12/12(金) 通知日	▼ 1/9(金) 支払通知書 請求書発行日	▼ 2/6(金) 支払期日・ 請求期日	

3. 容量拠出金の概要

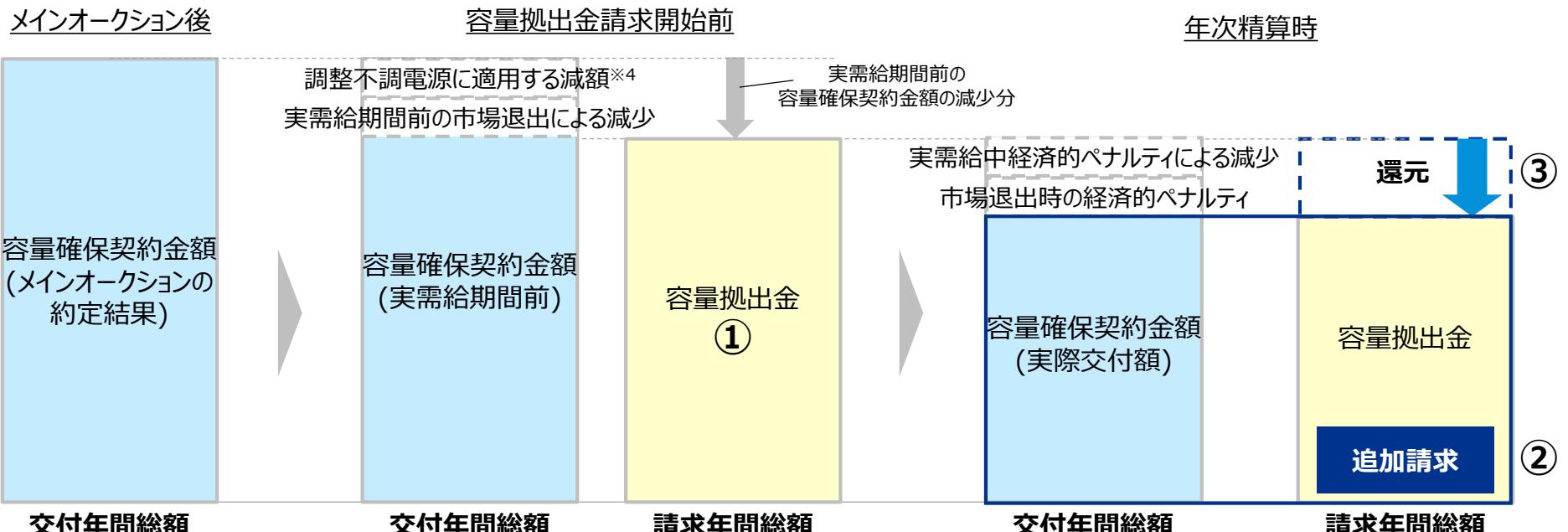
年次精算の概要_容量拠出金の追加請求及び還元について

- 容量拠出金の追加請求（年次精算）※1,2は、容量拠出金の回収額をもとに請求年間総額を一致させるため、小売電気事業者等へ容量拠出金の未回収分を追加請求する取引です。
- 還元※3は、容量提供事業者側の取引の総額と小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。（経済的ペナルティの徴収等で生じた差額を調整し、小売電気事業者に配分するもの）
- 容量拠出金の追加請求、還元とも毎月月次で実施するものではなく、対象実需給年度の取引終了後、一定の時期に単年度分をまとめて、年次精算として実施するものとなります。
- 小売電気事業者等に請求する容量拠出金は、実需給期間前の容量確保契約金額の減少分を加味した金額（①）であり、この容量拠出金請求額をもとに、容量拠出金の追加請求（②）、還元（③）が行われます。

※1 配電事業者の容量拠出金の追加請求が生じた場合は、一般送配電事業者及び配電事業者を対象として算定を実施

※2 小売電気事業者の容量拠出金の追加請求が生じた場合は、小売電気事業者を対象として算定を実施

※3 小売電気事業者のみ対象



※4：調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、容量確保契約金額が減額されることを指します。

- 2024年度の年次精算における容量拠出金に係る還元金額及び追加請求金額は、2025年10月分の容量拠出金の請求金額を合算して、支払若しくは請求いたします。
- なお、還元先や請求先が存在しない場合等、例外的なケースの対応方法については、以下の通りです。

＜具体的な取引内容＞

「還元金額」、「追加請求金額」及び「2025年10月分の請求金額」を合算して支払金額あり	「還元額」及び「追加請求額」は「2025年10月分の請求金額」を合算して請求金額あり
小売電気事業者の登録口座へ振込※1	月次の取引と同様に 小売電気事業者や一般送配電事業者等に請求※2

※1 振込手数料は事業者負担となります。

なお、支払金額が少額で振込手数料を下回る場合、当該の支払金額は事業者への支払いを行いません。支払いを行わなかった金額は翌年度の年次精算で還元金額の総額に合算して還元します(小売電気事業者の全体を対象として還元)。

※2 当該の小売電気事業者等に2025年10月分の容量拠出金の請求が無い場合は、年次精算単体での請求書を発行します。

＜例外的なケースの対応＞

状況	対応
還元先が存在しない場合 (2025年4月以降に脱退した会員等※3)	次年度の年次精算の還元の総額に加算する (次年度の年次精算で事業者全体に還元)
請求先が存在しない場合 (2025年4月以降に脱退した会員等※3)	次年度の年次精算の追加請求の総額に加算する (次年度の年次精算で事業者全体に追加請求)
請求しても納入されない場合	次年度の年次精算までに納入されない場合、次年度の年次精算の追加請求の総額に加算する (次年度の年次精算で事業者全体に追加請求)

※3 当該の小売電気事業者等が会員である場合は、還元先あるいは請求先が存在するとして想定

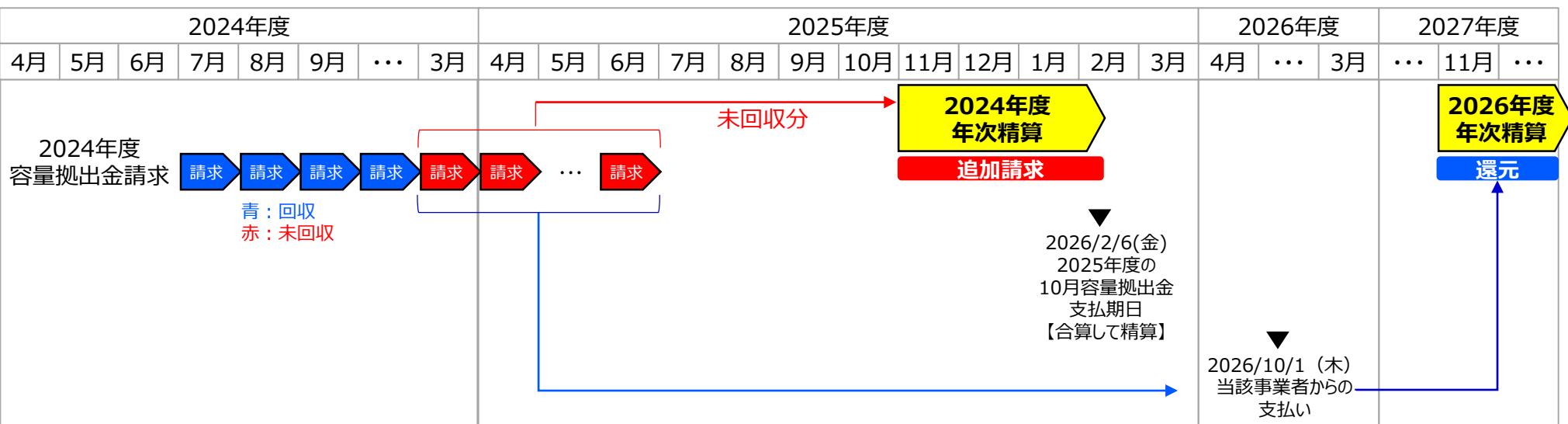
3. 容量拠出金の概要

年次精算の概要_年次精算後に滞納金額の支払いが行われた場合

- 容量拠出金の支払いは小売電気事業者等が求められているものであり、容量拠出金の滞納が生じた場合、年次精算（追加請求）に関わらず、滞納を生じさせた事業者は市場管理者に対して適切に支払うことが求められます。
- 年次精算（追加請求）を行った後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケースを想定した場合、容量市場では毎年度に年次精算を行う仕組みとしていることから、滞納金額の支払いが行われた年度の年次精算の総額に加算して還元します。
- なお、年次精算（還元）を行った後に、還元の対象とならなかった滞納金額の支払いが行われたケースを想定した場合も同様に、支払が行われた年度の年次精算の総額に加算して還元します。

年次精算スケジュール（対象実需給年度：2024年度）

〈年次精算を行った後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケースの想定〉



3. 容量拠出金の概要

(参考) 容量拠出金に係る各種帳票

- 容量拠出金に係る帳票は以下を予定しております。これらの帳票は本機関の会員情報管理システムを通じて発行されます。
- 各帳票の書式、記載項目等は「4.容量拠出金に関する各事業者における業務」を参照ください。

帳票	内容	発行スケジュール
容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)	実需給期間の容量拠出金仮請求額 (年間総額) が記載された通知書です	毎年12月頃発行予定 ※2026年度分は2025年12月頃に発行
容量拠出金請求額通知書	容量拠出金の請求額 が記載された通知書です	請求対象月をN月とした場合、 N+2月の第10営業日までに発行予定 ※4月対象分は6月第10営業日までに発行
請求書 ※通常の月次の容量拠出金	容量拠出金の請求額 が記載された請求書です	請求対象月をN月とした場合、 N+3月の10日までに発行予定 ※4月対象分は7月10日までに発行
容量拠出金還元額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る還元額 が記載された通知書です	実需給期間の翌年11月頃発行予定 ※2026年度分は2027年11月頃に発行
容量拠出金追加請求額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る追加請求額 が記載された通知書です	実需給期間の翌年11月頃発行予定 ※2026年度分は2027年11月頃に発行
支払通知書 ※右記の年次精算を踏まえ、支払となる場合	容量拠出金還元額通知書(年次精算) に基づく還元額から、容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)に基づく追加請求額及び容量拠出金請求額通知書に基づく対象実需給年度の月次の容量拠出金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます	実需給期間の翌々年1月頃発行予定 ※2026年度分は2028年1月頃に発行
請求書 ※右記の年次精算を踏まえ、請求となる場合		実需給期間の翌々年1月頃発行予定 ※2026年度分は2028年1月頃に発行

い
ず
れ
か
れ
か
の
ま
す
の
帳
票
が

3. 容量拠出金の概要

(参考) 容量拠出金に係る各種帳票の発行スケジュール

- 対象実需給年度：2026年度における各種帳票の発行スケジュールは以下の通りです。

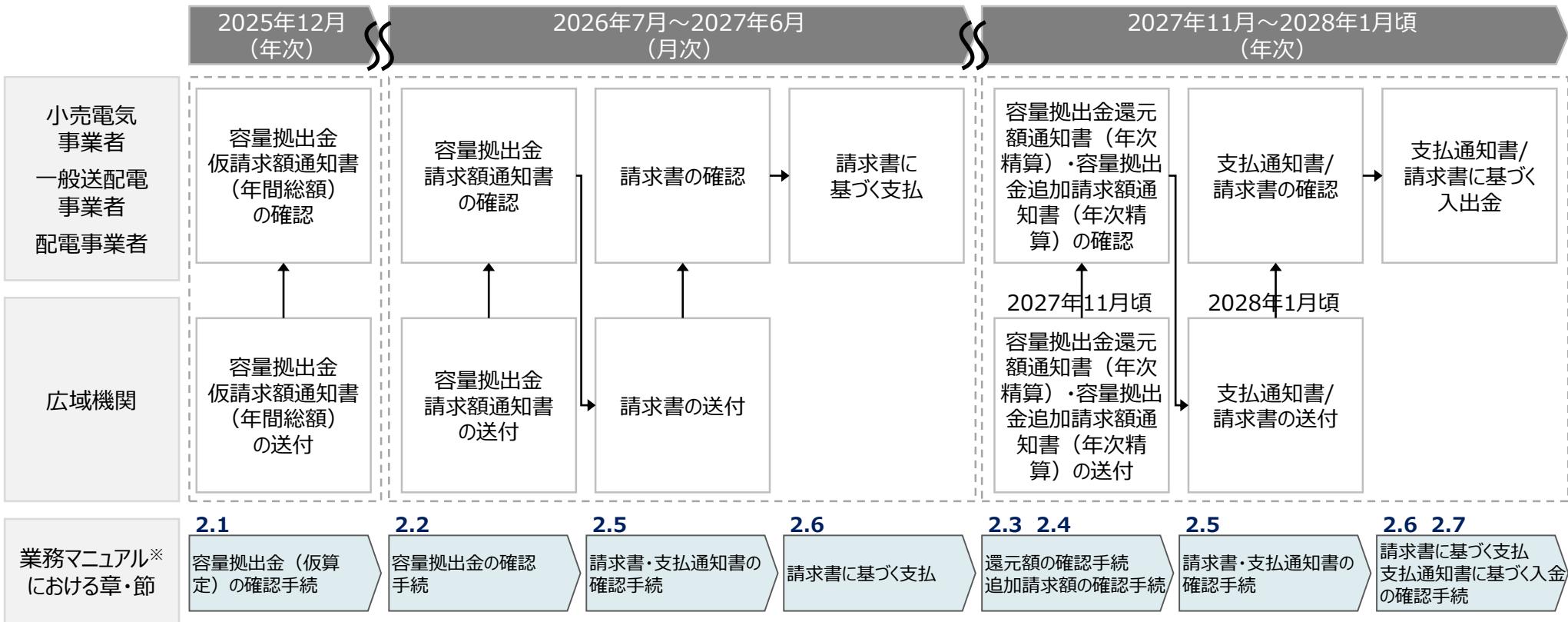
<対象実需給年度：2026年度>

実施時期	帳票	2025年度	2026年度 (実需給年度)	2027年度
実需給前	容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)	2025年12月頃発行 		
月次 (実需給 開始後)	容量拠出金請求額通知書		2026年6月～2027年5月 毎月発行	
	請求書		2026年7月～2027年6月 毎月発行	
年次 (実需給 開始後)	容量拠出金還元額通知書 (年次精算)			2027年11月頃発行 
	容量拠出金追加請求額通知書 (年次精算)			2027年11月頃発行 
	請求書/支払通知書			2028年1月頃発行 

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

容量拠出金に関する各事業者における業務の全体像

- 容量拠出金に関する各事業者における主な業務は、毎年12月に発行される容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の確認、月次の請求書等の確認・支払に係る業務、年次精算に係る業務です。
- 本資料では、各帳票の確認手続を中心に説明いたします。実需給期間に係る業務の詳細は、業務マニュアル※をご参照ください。



※：容量拠出金対応編の業務マニュアルは、2025年10月8日に以下のページにて意見募集用の案を公表しました。
意見募集期間は2025年10月8日～10月22日となります。

https://www.occto.or.jp/iken/2025/251008_youryou_gyoumumanual_ikenboshu.html

ファイル名『容量市場 業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2026年度）（案）』

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 各種帳票の発行

20

- 容量拠出金の請求額通知書・請求書等の発行は、本機関の会員情報管理システム（<https://member-occto.occto.or.jp/>）を通じて行われます。
 - 次頁以降で会員情報管理システムの操作方法について説明いたしますが、詳細は「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」（<https://www.occto.or.jp/kaiin/kaiinjoho.html>）をご参照ください。



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN
OCCTO

容量拠出金請求額通知書

株式会社○○○○○ 御中

通知書番号 : 123456789012345-78
 通知日 : yyyy年mm月dd日

事業者コード: 99999
 事業者区分: ○○事業者

電力広域の運営推進機関
 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
 問い合わせ先 部門 : ○○部
 電話番号 : ○○○○-XXXX
 E-Mail : ○○○○@occtb.or.jp

件名: ○○○○○○○

1. 容量拠出金請求額（税抜）

容量拠出金請求額[円]	10,000
-------------	--------

→

容量拠出金請求額[円] (調整前)	9,500
調整額[円]	500
備考: xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	

2. 算定諸元情報(請求対象月分)

容量拠出金請求額[円]	○○
エリザベス貢献額[円]	xxx
負担料の比率[%]	xx.xx
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

託送契約電力kW	xxx
前年基準一ヶ月電力kW	xxx
※1	xxx
...	xxx
前年度一ヶ月託送契約kW(kW)	xxx
※1	xxx
...	xxx

* 1 請求対象月が4~9月の場合は、(1): 7月, (2): 8月, (3): 9月
 請求対象月が10~3月の場合は、(1): 12月, (2): 1月, (3): 2月

* 容量拠出金請求額に異議がある場合、xx営業日以内に×マークにて異議申立を実施してください。

容量拠出金 請求額通知書

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

会員情報管理システムの操作方法_各種帳票の確認(1/2)

- 会員情報管理システムのメニューの「容量市場請求書等情報」をクリックし、「容量市場請求書等一覧」画面に遷移します。
- 検索画面で実需給年度を入力、確認したい「帳票種類」をチェックし、「検索」ボタンをクリックします。

容量市場請求書等一覧

実需給年度を入力

●容量市場請求書等検索

複数条件指定時はAND検索／チェックボタンはOR検索

実需給年度	半角	2025 年度
対象月	▼	
通知書番号	半角	<input type="text"/> ※前方一致
帳票種類	<input checked="" type="checkbox"/> 容量拠出金仮請求額通知書 <input type="checkbox"/> 容量拠出金請求額通知書 <input type="checkbox"/> 容量拠出金還元額通知書 <input type="checkbox"/> 容量拠出金追加請求額通知書 <input type="checkbox"/> 支払通知書 <input type="checkbox"/> 請求書	
通知日	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>	
金額(月額/年額)	半角	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>

「検索」ボタンをクリック

検索

×検索条件をクリア

確認したい「帳票種類」をチェック

「容量市場請求書等一覧」画面イメージ

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 会員情報管理システムの操作方法_各種帳票の確認(2/2)

22

- 検索結果一覧画面のうち、該当する帳票について内容の確認を行います。
- 請求書等列の「○」をクリックし、請求書のPDFを表示します。

●容量市場請求書等一覧



実需給年度	対象月	事業者コード	事業者名	通知書番号	帳票種類	通知日	請求(振込)期日	金額(月額/年額)	請求書等
2025	-	3511	サンプル株式会社	PC2022113000010-01	容量拠出金仮請求額通知書	2024/12/●●	-	0円	

「容量市場請求書等一覧」画面イメージ

- ・「○」をクリックし請求書を開いた後、以下で保存してください。
「印刷」ボタンを押下 → 送信先で「PDFに保存」を選択 → 「保存」ボタンを押下

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 容量市場口座情報等の会員情報管理システムへの登録

- 2024年度から容量市場の実需給期間が開始しておりますため、小売電気事業者と登録特定送配電事業者の方は、会員情報管理システムに以下①と②の情報を登録してください。※未登録の場合は速やかに登録をお願いいたします。

①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号

②年次精算において還元額が発生し、本機関から支払通知書が発行される場合※に、当該金額を本機関からお支払するための口座情報

①インボイス制度における適格請求書
発行事業者の登録番号

「容量市場口座情報等」画面イメージ

※：年次精算において、追加請求額及び対象実需給年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、追加請求額及び対象実需給年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を下回る場合は支払通知書を、本機関から発行します。

※：「口座名義カナ」「債権代表者登込名義カナ」の項目に係る入力条件は下記の通りです

半角カナ（小文字を除く）、半角濁点・半濁点、半角英大文字（A～Z）、半角数字（0～9）、半角SP〔スペース〕、半角記号4種類（（ ） -〔ハイフン〕 .〔ピリオド〕）の入力が可能です。

また、半角カナ小文字の「ツ・ヨ・ユ・ヨ」等が利用できないことから、半角カナ大文字で入力して下さい。

- 容量市場口座情報等の登録にあたって、新規に会員を申請する場合と既に会員登録をしている場合で登録手順が異なります。
- 詳細は、「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」(<https://www.occto.or.jp/kaiin/kaiinjoho.html>) をご参照ください。

新規に会員を申請する場合の登録手順

1. 加入(仮)申請時に届いたメールに記載されたURLへアクセスします。
2. メールに記載された「加入申請受付番号」と、加入仮申請で入力した「管理者①メールアドレス」を入力し、「再表示」ボタンをクリックします。
3. 加入仮申請で入力した内容が表示されます。
4. 必要に応じて仮申請時の入力情報の変更、及び、「容量市場口座情報等」の欄に①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号、及び、②還元額が発生した場合に返還する口座情報を入力します。
5. 「本申請」ボタンをクリックします。

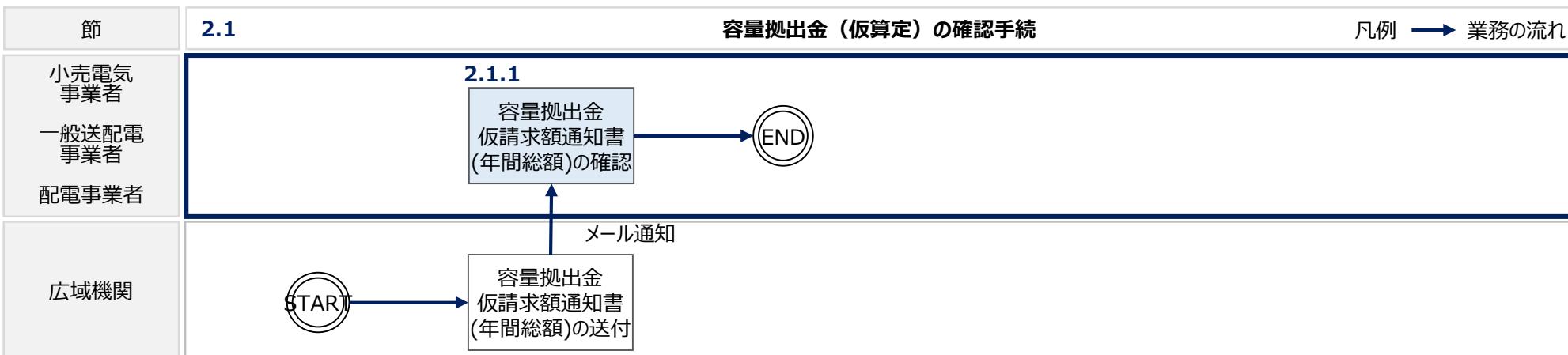
既に会員登録をしている場合の登録手順

1. メニューの「会員情報変更」をクリックし、「会員情報変更申請一覧」画面に遷移します。
2. 「会員情報変更申請一覧」画面で「新規申請」ボタンをクリックします。
3. 「容量市場口座情報等」の欄に①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号、及び、②還元額が発生した場合に返還する口座情報を入力します。
4. 「変更」ボタンをクリックします。

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）に係る業務

- 容量拠出金（仮算定）の確認手続について、本資料では、業務マニュアル※の「2.1.1 容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の確認」について説明いたします。
- 本機関が実需給前年度12月頃に会員情報管理システムにて「容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）」を発行後、事業者に容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。
- 実需給2026年度に係る容量拠出金について、2026年7月の請求書発行開始にあたって、2025年12月頃に容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）を発行予定です。
- なお、当該仮請求額通知書は、2025年12月時点で入手可能な諸元を用いた概算金額をお知らせすることを目的としており、2026年7月以降の実際の請求額とは計算方法が異なることにご留意ください。（P.60参照）



※：容量拠出金対応編の業務マニュアルは、2025年10月8日に以下のページにて意見募集用の案を公表しました。
意見募集期間は2025年10月8日～10月22日となります。

https://www.occto.or.jp/iken/2025/251008_youryou_gyoumumanual_ikenboshu.html

ファイル名『容量市場 業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2026年度）（案）』

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の記載項目と確認観点

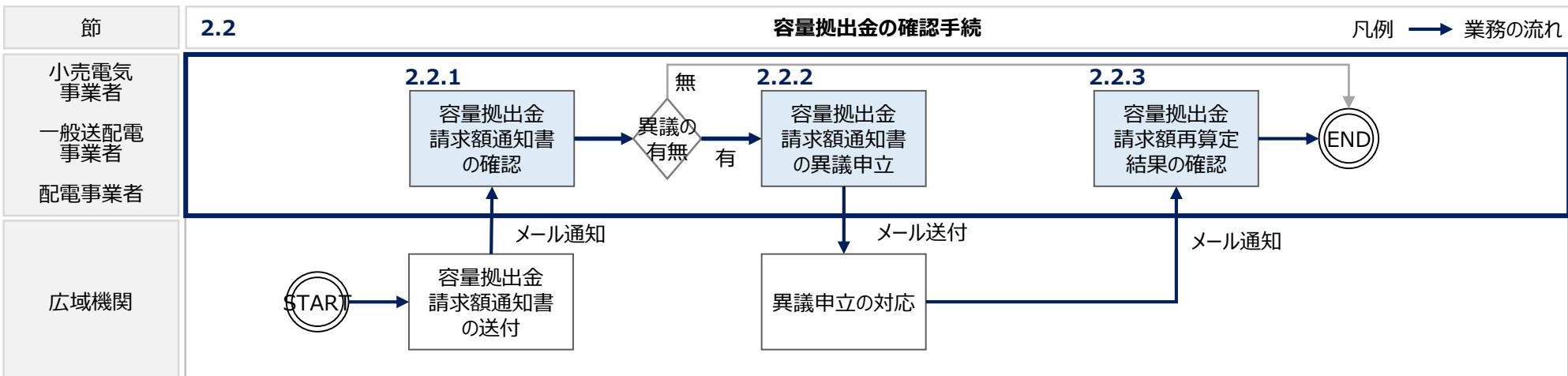
- 容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）を出力後、容量拠出金仮請求額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書はエリア別に発行されるため、複数エリアで小売事業をしている事業者には、そのエリア数に応じて発行されます。**本通知書の金額は税抜となります。**

容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）	
通知書番号	: 123456789012345678
通知日	: yyyy年MM月dd日
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 御中	
事業者コード : 1234 事業者区分 : 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 電力広域的運営推進機関 事業者区分 : 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 問い合わせ先 部署 : ○○部 電話番号 : ○○-○○○○-○○○○ E-Mail : x x x x @occto.or.jp	
件名: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
1. 容量拠出金仮請求額	
容量拠出金仮請求額[円]	-123,456,789,012,345
容量拠出金仮請求額(年額)(調整前)[円]	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345
備考: エリア: 東北/7月: 7,000,000kW/8月: 8,000,000kW/9月: 9,000,000kW/ 合計: 24,000,000kW	
小計[円]	-123,456,789,012,345
(参考)	
容量拠出金仮請求額(月額)[円] 実需給年度4月~2月	-123,456,789,012,345
容量拠出金仮請求額(最終月額)[円] 実需給年度3月	-123,456,789,012,345
2. 算定諸元情報	
容量拠出金算定対象エリア	1 2 3
負担総額[円](年額)	-123,456,789,012,345
負担総額[円](月額)	-123,456,789,012,345
実需給年度4月~2月	
負担額[円](端数調整月)	-123,456,789,012,345
実需給年度3月	
負担分の比率[%]	123.45
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

セクション	記載項目	確認観点
1. 容量拠出金仮請求額	容量拠出金仮請求額[円]	通知対象事業者の容量拠出金負担額(年額)が記載されています 小計と一致していることを確認してください
	容量拠出金仮請求額(年額)(調整前)[円]	11か月分の容量拠出金仮請求額(月額)と容量拠出金仮請求額(最終月額)を合計した金額となっていることを確認してください
	調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
	備考	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kWを記載(P61-62参照)
	小計[円]	容量拠出金仮請求額(年額)(調整前)と調整額を合計した金額となっていることを確認してください
	容量拠出金仮請求額(月額)[円] 実需給年度4~2月	通知対象事業者の容量拠出金負担額(月額)が記載されています 容量拠出金仮請求額(月額)は、負担額(月額)に負担分の比率(有効数字16桁)を乗じることで算定されます。請求額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
2. 算定諸元情報	容量拠出金仮請求額(最終月額)[円] 実需給年度3月	通知対象事業者の容量拠出金負担額(最終月額)が記載されています 容量拠出金仮請求額(最終月額)は、負担額(端数調整月)に負担分の比率を乗じることで算定されます。請求額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
	容量拠出金算定対象エリア	対象のエリアであることを確認してください
	負担総額[円](年額)	エリア別の容量拠出金負担総額(年額)が記載されていることを確認してください
	負担総額[円](月額)	エリア別の容量拠出金負担総額(月額)が記載されていることを確認してください
	実需給年度4~2月	
負担額[円](端数調整月) 実需給年度3月	負担額[円](端数調整月) 実需給年度3月	エリア別の容量拠出金負担総額(最終月額)が記載されていることを確認してください
	負担分の比率[%]	小売電気事業者: 通知対象事業者の配分比率が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者: 通知対象事業者の配分比率が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量拠出金仮請求総額が0でない場合があることにご留意ください
	※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 容量拠出金請求額通知書に係る業務

- 容量拠出金の確認手続について、本資料では、業務マニュアル※の「2.2.1 容量拠出金請求額通知書の確認」について説明いたします。
- 容量拠出金請求額通知書は、4月（N月）を請求対象月とした場合、6月（N+2月）の第10営業日までに発行予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金請求額通知書を発行後、事業者に容量拠出金請求額通知書が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。



※：容量拠出金対応編の業務マニュアルは、2025年10月8日に以下のページにて意見募集用の案を公表しました。
意見募集期間は2025年10月8日～10月22日となります。

https://www.occto.or.jp/iken/2025/251008_youryou_gyoumumanual_ikenboshu.html

ファイル名『容量市場 業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2026年度）（案）』

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

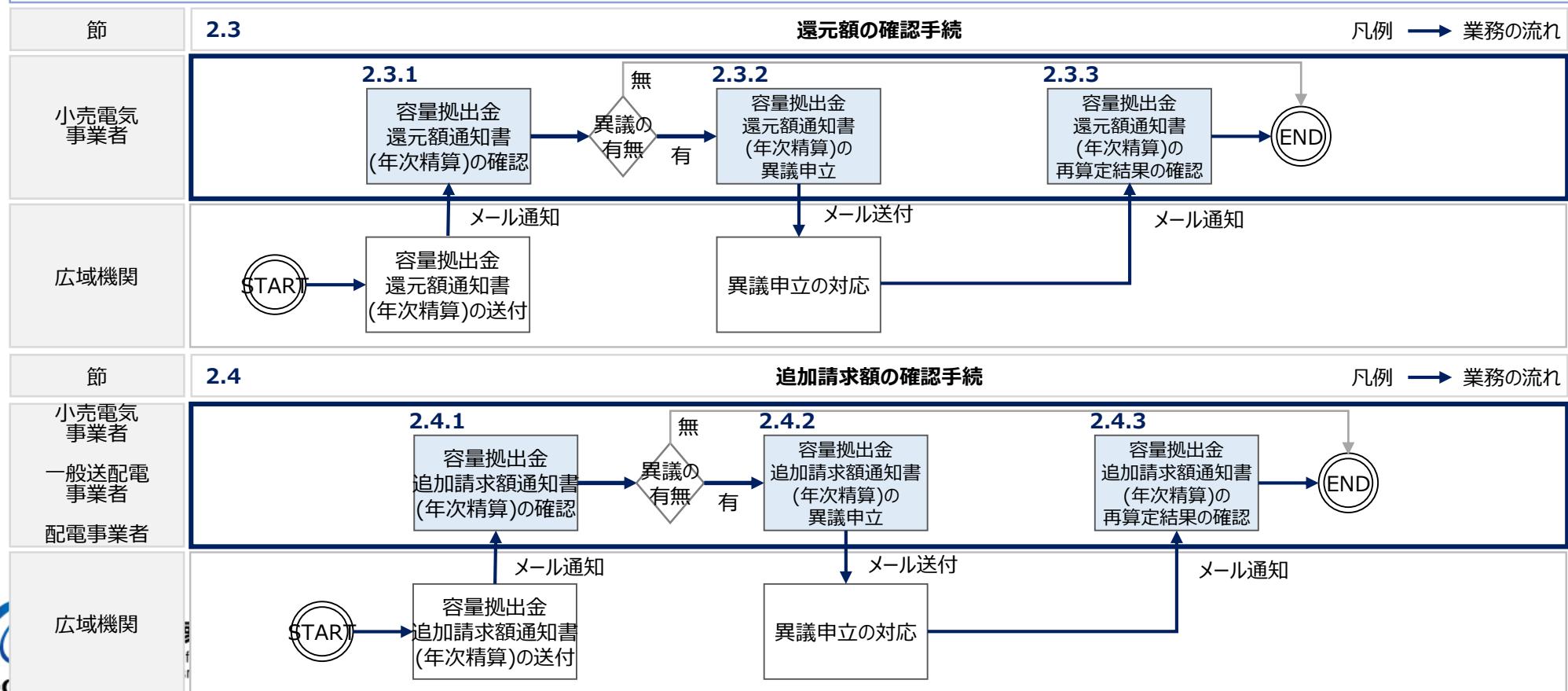
容量拠出金請求額通知書の記載項目と確認観点

- 容量拠出金請求額通知書を出力後、容量拠出金請求額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書はエリア別に発行されるため、複数エリアで小売事業をしている事業者には、そのエリア数に応じて発行されます。**本通知書の金額は税抜となります。**

容量拠出金 請求額通知書		セクション	記載項目	確認観点	
株式会社○○○○○	御中	1.容量拠出金請求額	容量拠出金請求額[円]	通知対象事業者の容量拠出金負担額(月額)が記載されています 小計と一致していることを確認してください	
事業者コード:9999			容量拠出金請求額(調整前)[円]	容量拠出金請求額(調整前)は、エリアの負担総額に負担分の比率(有効数字16桁)を乗じることで算定されます。請求額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報(請求対象月分)に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください。	
事業者区分:○○事業者			調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください	
電力広域的運営推進機関	〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15 問い合わせ先 郵番: 100部 電話番号: 03-xxxx-xxxx E-Mail: xxxx@occto.or.jp		備考	記載内容を確認してください	
件名:○○○○○○○			小計[円]	容量拠出金請求額(調整前)と調整額を合計した金額となっていることを確認してください	
1. 容量拠出金請求額(税抜)			2. 算定諸元情報(請求対象月分)	容量拠出金算定対象エリア	対象のエリアであることを確認してください
容量拠出金請求額[円]	10,000		エリアの負担総額[円]	エリア別の容量拠出金負担総額(月額)が記載されていることを確認してください	
容量拠出金請求額(調整前)[円]	9,500		負担分の比率[%]	小売電気事業者: ・通知対象事業者の配分比率(概算)が記載されていることを確認してください	
調整額[円]	500		※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	一般送配電事業者・配電事業者: ・通知対象事業者の配分比率(概算)が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量拠出金請求額が0でない場合があることにご留意ください	
備考: xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx			異議申立日数	記載内容を確認してください	
小計[円]	10,000	託送契約電力kW[kW]	対象実需給月において、通知対象事業者が一般送配電事業者と締結している託送契約電力kWが記載されています		
2. 算定諸元情報(請求対象月分)		前年度ピーク時電力kW[kW]	実需給前年度の夏季ピーク7~9月/冬季ピーク12~2月の各月の最大需要発生時(1時間)における電力使用量(送電端)kWが記載されています		
容量拠出金算定対象エリア	○○	前年度ピーク託送契約kW[kW]	実需給前年度の夏季ピーク7~9月/冬季ピーク12~2月において、通知対象事業者が一般送配電事業者と締結している託送契約電力kWが記載されています		
エリア別の負担総額[円]	xxx				
負担分の比率[%]	xx.xx				
※小数点第3位を四捨五入した概算比率					
託送契約電力kW[kW]	xxx				
前年度ピーク時電力kW[kW]	① ② ③ ④ ⑤				
※1	xxx				
前年度ピーク託送契約kW[kW]	① ② ③				
※1	xxx				
※ 1 求対象月が4~9月の場合... [①: 7月、②: 8月、③: 9月] 求対象月が10~3月の場合... [①: 12月、②: 1月、③: 2月]					
※容量拠出金請求額に異議がある場合、xx営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。					

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 還元及び追加請求に係る業務（年次精算）

- 還元額の確認手続、追加請求額の確認手続について、本資料では、業務マニュアルの「2.3.1 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認」、「2.4.1 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認」について説明いたします。
- 実需給2026年度に係る容量拠出金について、2027年11月頃に容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書を発行予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書を発行後、事業者に容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。



4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

容量拠出金還元額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点

- 容量拠出金還元額通知書（年次精算）を出力後、容量拠出金還元額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書は、小売電気事業者を対象に小売事業のエリア数に関係なく1通のみ発行されます。本通知書の金額は税抜となります。なお、一般送配電事業者・配電事業者は還元の対象外であるため本通知書は発行されません。

容量拠出金 還元額通知書（年次精算）		セクション	記載項目	確認観点
株式会社〇〇〇〇 事業者コード:9999	御中	1. 容量拠出金還元額	容量拠出金還元額 [円]	通知対象事業者の容量拠出金還元額が記載されます、小計と一致していることを確認してください。容量拠出金還元額が0円でも本通知書は発行されます、内容をご確認ください。
件名: 〇〇〇〇〇〇〇			容量拠出金還元額 (調整前)[円]	容量拠出金還元額（調整前）は、還元額の原資となる総額①+②に負担分の比率（有効数字16桁）を乗じることで算定されます。還元額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
1. 容量拠出金還元額（税抜）			調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
容量拠出金還元額[円]	xxx		備考	記載内容を確認してください
容量拠出金還元額（調整前）[円]	xxx		小計[円]	容量拠出金還元額（調整前）と調整額を合計した金額となっていることを確認してください
調整額[円]	xxx		小計[円]	実需給期間前に発生した経済的ペナルティ額の入金総額が記載されていることを確認してください
備考：		2. 算定諸元情報	還元額の原資となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額[円]①	実需給期間前に発生した経済的ペナルティ額の入金総額が記載されていることを確認してください
小計[円]	xxx		還元額の原資となる請求額と実交付額等の差額[円]②	実需給年度に係る容量拠出金の請求総額から実需給年度に係る容量確保契約金額の実際交付額を差し引いた金額が記載されていることを確認してください
2. 算定諸元情報			還元額の原資となる総額[円]①+②	①+②となることを確認してください
還元額の原資となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額[円]①	xxx		負担分の比率[%]	小売電気事業者： ・通知対象事業者の配分比率（概算）が記載されていることを確認してください
還元額の原資となる請求額と実交付額等の差額[円]②	xxx		※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量拠出金還元額が0でない場合があることにご留意ください
還元額の原資となる総額[円]①+②	xxx		異議申立日数	記載内容を確認してください
負担分の比率[%]	xx.xx			
※小数点第3位を四捨五入した概算比率				
※容量拠出金還元額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。				

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点

- 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）を出力後、容量拠出金追加請求額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書は、小売電気事業者に対しては小売事業をしているエリア数に関係なく1通のみ発行され、一般送配電事業者・配電事業者に対してはエリア別に発行されます。本通知書の金額は税抜となります。

容量拠出金 追加請求額通知書（年次精算）																	
株式会社〇〇〇〇 事業者コード: 9999 事業者区分: 〇〇事業者	御中 通知書番号 : 123456789012345-78 通知日 : yyyy年mm月dd日 電力広域の運営推進機関 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15 問い合わせ先 部署 : 〇〇部 電話番号 : 999-9999-9999 E-Mail : xxxx@occto.or.jp 件名: 〇〇〇〇〇〇〇																
<p>1. 容量拠出金追加請求額（税抜）</p> <table border="1"> <tr> <td>容量拠出金追加請求額[円]</td> <td>xxx</td> </tr> <tr> <td>容量拠出金追加請求額（調整前）[円]</td> <td>xxx</td> </tr> <tr> <td>調整額[円]</td> <td>xxx</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考:</td> </tr> </table> <p>小計[円] xxx</p> <p>2. 算定諸元情報</p> <table border="1"> <tr> <td>容量拠出金算定対象エリア</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>未収金総額[円]</td> <td>xxx</td> </tr> <tr> <td>負担分の比率[%]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※小数点第3位を四捨五入した概算比率</td> <td>xx.xx</td> </tr> </table> <p>※容量拠出金追加請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。</p>		容量拠出金追加請求額[円]	xxx	容量拠出金追加請求額（調整前）[円]	xxx	調整額[円]	xxx	備考:		容量拠出金算定対象エリア	〇〇	未収金総額[円]	xxx	負担分の比率[%]		※小数点第3位を四捨五入した概算比率	xx.xx
容量拠出金追加請求額[円]	xxx																
容量拠出金追加請求額（調整前）[円]	xxx																
調整額[円]	xxx																
備考:																	
容量拠出金算定対象エリア	〇〇																
未収金総額[円]	xxx																
負担分の比率[%]																	
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	xx.xx																

セクション	記載項目	確認観点
1. 容量拠出金追加請求額	容量拠出金追加請求額[円]	通知対象事業者の容量拠出金追加請求額が記載されています 小計と一致していることを確認してください 容量拠出金追加請求額が0円でも本通知書は発行されるので、内容をご確認ください
	容量拠出金追加請求額(調整前)[円]	容量拠出金追加請求額（調整前）は、未収金総額に負担分の比率（有効数字16桁）を乗じることで算定されます。請求額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
	調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
	備考	記載内容を確認してください
	小計[円]	容量拠出金追加請求額（調整前）と調整額を合計した金額となっていることを確認してください
2. 算定諸元情報	容量拠出金算定対象エリア	対象のエリアであることを確認してください (小売電気事業者に対する通知の場合、「一」と記入されます)
	未収金総額[円]	実需給年度に係る容量拠出金の未収金総額が記載されていることを確認してください
	負担分の比率[%] ※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者：通知対象事業者の配分比率(概算)が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者：通知対象事業者の負担比率(概算)が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量拠出金追加請求額が0でない場合があることにご留意ください
	異議申立日数	記載内容を確認してください

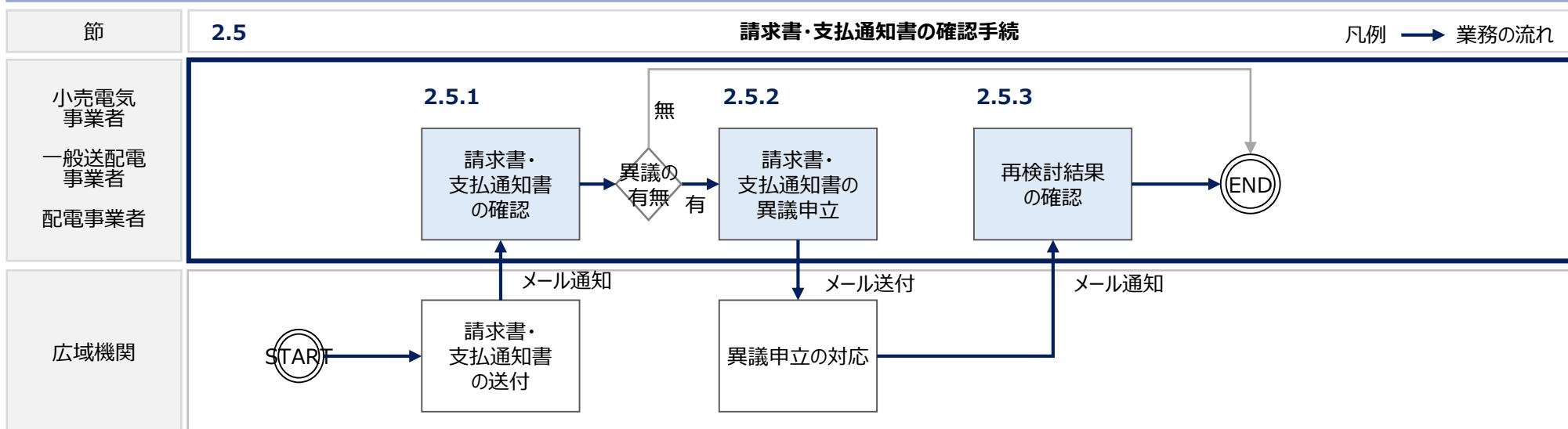
4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 請求書・支払通知書に係る業務

月次 (実需給開始後)	年次 (実需給開始後)
----------------	----------------

32

- 請求書・支払通知書の確認手続について、本資料では、業務マニュアル※の「2.5.1 請求書・支払通知書の確認」について説明いたします。
- 実需給期間開始後の月次の請求書は、請求対象月をN月とした場合、N + 3月の10日までに発行予定です。
- また、実需給2026年度に係る容量拠出金の年次精算については、請求書又は支払通知書※¹を2028年1月頃に発行予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて請求書又は支払通知書を発行後、事業者にその旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。

※1：年次精算において、追加請求額及び対象実需給年度2026年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、追加請求額及び対象実需給年度2027年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を下回る場合は支払通知書を、本機関から発行します。



※：容量拠出金対応編の業務マニュアルは、2025年10月8日に以下のページにて意見募集用の案を公表しました。
意見募集期間は2025年10月8日～10月22日となります。

https://www.occto.or.jp/iken/2025/251008_youryou_gyuumumanual_ikenboshu.html

ファイル名『容量市場 業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2026年度）（案）』

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

容量拠出金の請求書/支払通知書の記載項目と確認観点

月次 (実需給開始後)

年次 (実需給開始後)

33

- 請求書（又は支払通知書）を出力後、請求（支払）金額等の記載項目を確認してください。請求書（又は支払通知書）には税抜、税込金額どちらも記載されています。

記載項目	確認観点
請求書(支払通知書)番号	-
請求書(支払通知書)発行日	-
事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
事業者コード	
事業者登録番号(本機関)	本機関の事業者登録番号が記載されていることを確認してください
事業者登録番号(事業者)	適格請求書発行事業者として登録している番号と相違ないことを確認してください
件名	記載内容を確認してください
請求(支払)金額(税込)	全明細を足し合わせた額であることを確認してください
振込期日(支払日)	振込期日(支払日)を確認してください
備考	記載内容を確認してください
実需給年度・対象月	今回対象の実需給年月であることを確認してください
エリア	通知済みの「容量拠出金請求額算定通知書」に基づいた内容であることを確認してください
取引対象	また、年次精算額が明細に含まれている場合は、通知済みの「容量拠出金還元額通知書(年次精算)」や「容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)」に基づいた内容であることを確認してください
取込年月日	
通知書番号	
税抜金額(円)	
税区分	記載内容を確認してください
備考(明細欄)	
合計金額欄	明細の右下に記載されている請求情報・支払情報・それら合計に対応する各合計金額が正しいことを確認してください 消費税額は税抜金額(円)に消費税率(10%)を乗じ、小数点以下を切り捨てます
振込先口座情報	請求書が発行された場合のみ、備考(明細欄)の下に振込先口座情報が記載されます 記載内容を確認してください

- 容量拠出金は、請求書が発行されてから1か月以内にお支払いただきます。事業者は、請求書記載内容に基づき、請求額の振込手続を行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

■ 振込人名（カナ）は以下の通りに記載してください。

- **振込人名：事業者コード（4桁）+空白1文字+法人略称+事業者名（カナ）**
- 法人略称は、金融機関口座カナ名義と同様の略称としてください
- ただし、事業名称（協同組合等）については、法人略称は不要です

例) 株式会社電力広域的運営推進機関（事業者コード：1234）の場合
振込人名：1234 カ)デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン

例) 電力広域的運営推進機関協同組合（事業者コード：5678）の場合
振込人名：5678 デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカンキヨウドウクミアイ

※事業者側のシステム等の都合上、上記の振込人名の設定ができない場合は、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）を振込人名に記載ください。ただし、振込人名称に法人形態の記載は必須ではないですが、法人形態を記載される場合は金融機関口座振込時の略称ルールに従ってください。

例えば、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）が「アイウエオ」又は「アイウエオカブシキカイシャ」の場合、振込人名は「アイウエオ」又は「アイウエオ(カ)」としてください。

■ 本機関への容量拠出金の入金口座情報は以下となります。 ※請求書にも記載されます

三菱UFJ銀行(0005) 本店(001) 普通口座 2513226 デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン

■ 本機関の適格請求書発行事業者登録番号：T6010005023758 ※請求書にも記載されます

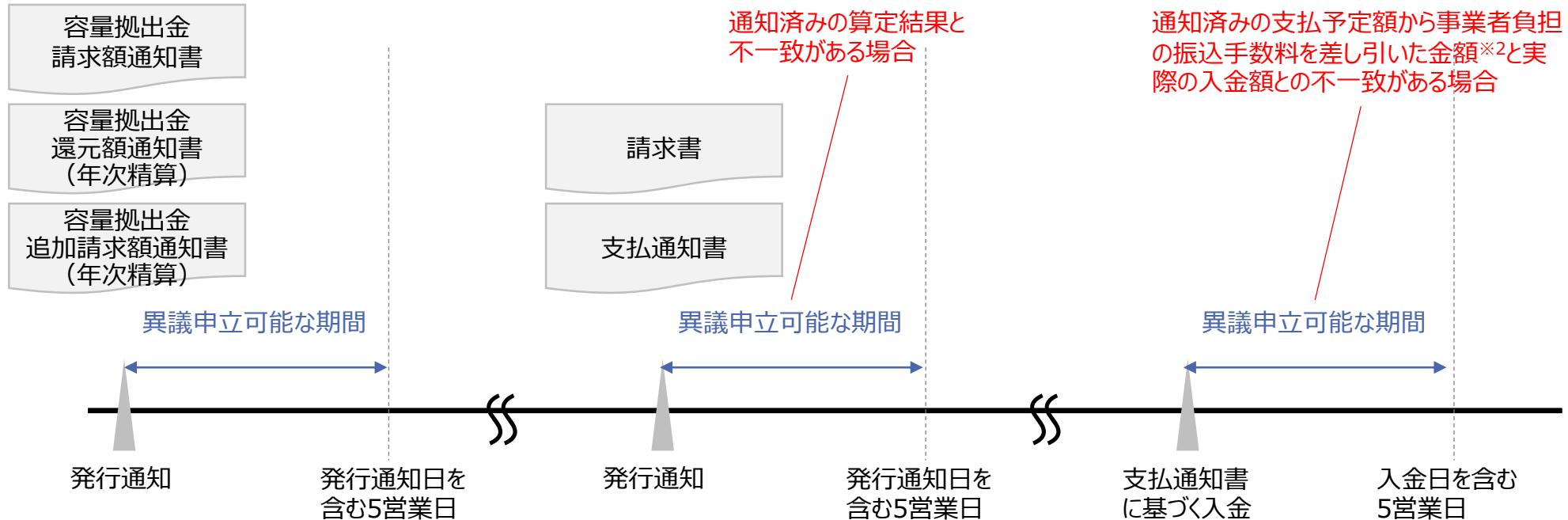
- 容量拠出金の支払に応じない場合、本機関の定款又は業務規程に基づき、本機関による当該会員の名称の公表及び経済産業大臣への報告や、当該会員に対する指導又は勧告若しくは制裁が行われることになります。それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討されることとなります。

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 (参考) 異議申立手続

月次 (実需給開始後)	年次 (実需給開始後)
----------------	----------------

35

- 本機関から発行された容量拠出金請求額通知書、容量拠出金還元額通知書（年次精算）、容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）、又は請求書、支払通知書に対して、発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。
- また、支払通知書が発行された場合については、本機関から振込された入金額※に対して、入金日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。



※ : 本機関からの入金額については、支払通知書に記載の支払金額から振込手数料分が差し引かれた金額となります。

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 (参考) 異議申立フォーマット

月次 (実需給開始後)	年次 (実需給開始後)
----------------	----------------

36

- 異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください。詳細は公表済の業務マニュアル^{※1}をご参照ください。
- 異議申立については、下記フォーマットによる方法のみ受け付けます。

メールの宛先、記載フォーマット

項目	容量拠出金請求額通知書	容量拠出金の請求書・支払通知書	容量拠出金の振込金額
件名	【XXXX（事業者コード）※2】容量拠出金請求額通知書に対する異議申立	【XXXX（事業者コード）※2】容量拠出金の請求書（又は支払通知書）に対する異議申立	【XXXX（事業者コード）※2】容量拠出金の振込金額に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp	youryou_jushin@occto.or.jp	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・容量拠出金請求額通知書番号 ・実需給年度 ・対象月 ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・容量拠出金算定対象エリア ・異議申立の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書番号（又は支払通知書番号） ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・実需給年度 ・対象月 ・異議申立の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払通知書番号 ・事業者名 ・事業者コード ・実需給年度 ・対象月 ・異議申立の内容

項目	容量拠出金還元額通知書（年次精算）	容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）
件名	【XXXX（事業者コード）※2】容量拠出金還元額通知書（年次精算）に対する異議申立	【XXXX（事業者コード）※2】容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・容量拠出金還元額通知書（年次精算）番号 ・実需給年度 ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・容量拠出金算定対象エリア ・異議申立の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）番号 ・実需給年度 ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・容量拠出金算定対象エリア ・異議申立の内容

※2：件名に自身の事業者コード 4 術を入力してください。

※：容量拠出金対応編の業務マニュアルは、2025年10月8日に以下のページにて意見募集用の案を公表しました。

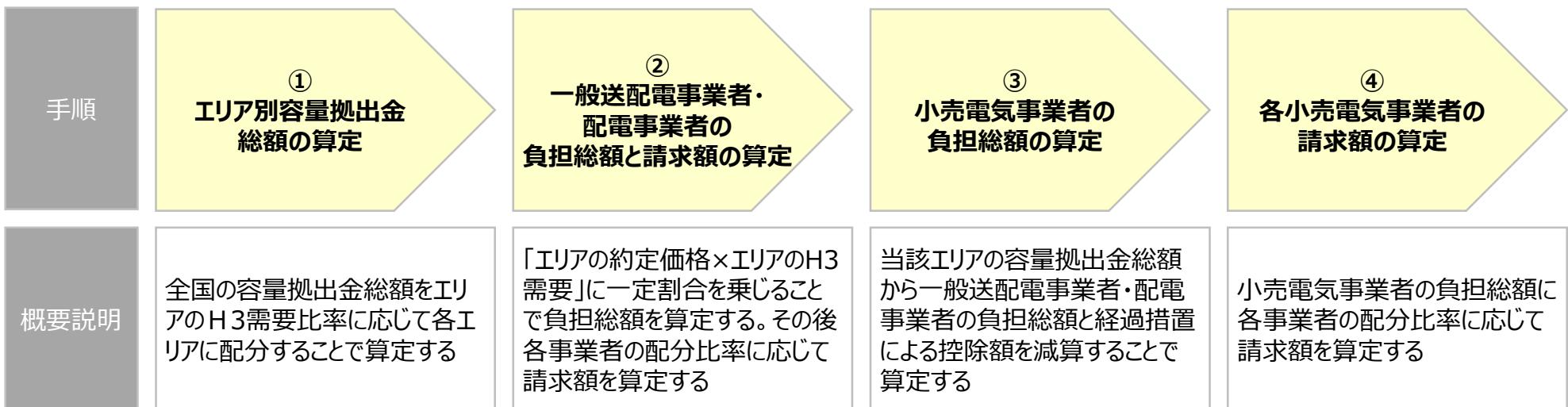
意見募集期間は2025年10月8日～10月22日となります。

https://www.occto.or.jp/iken/2025/251008_youryou_gyoumumanual_ikenboshu.html

ファイル名『容量市場 業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2026年度）（案）』

- 各事業者への容量拠出金の請求額（市場が分断されない場合）は、以下①～④の手順で算定します。

- ①エリア別容量拠出金総額の算定
- ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
- ③小売電気事業者の負担総額の算定
- ④各小売電気事業者の請求額の算定



5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金総額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

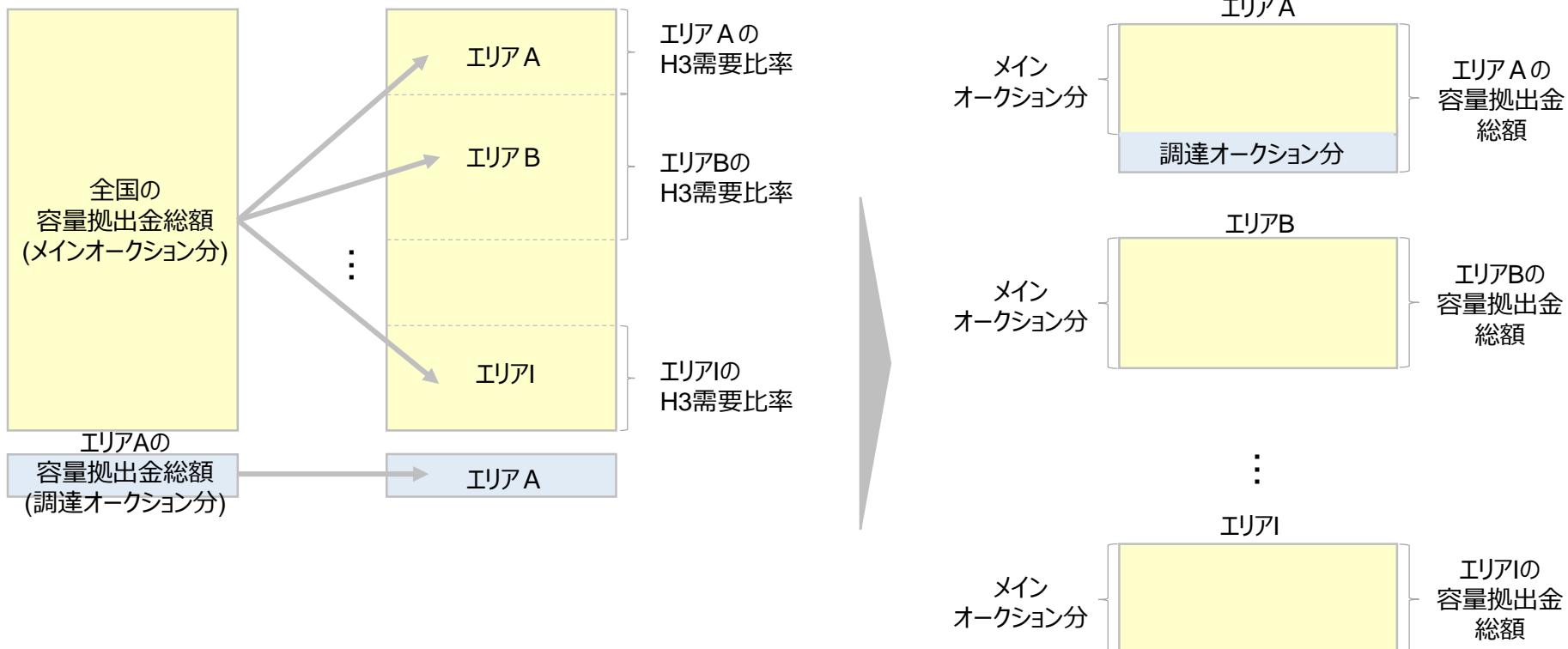
②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

- エリア別容量拠出金総額は、全国の容量拠出金総額をエリア別のH3需要比率※に応じて、各エリアに配分することで算定します。
- 対象実需給年度：2025年度向けの調達オークション（エリア）が開催されました。調達オークション（エリア）が開催された場合、容量拠出金の増加分は開催エリアのみで負担します。

イメージ図



※メインオークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第5年度)のH3需要比率

5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金総額の算定_計算例

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

39

■ エリア別容量拠出金総額

$$= \text{全国の容量拠出金総額 (メインオークション分)} \times \text{メインオークションH3需要比率} \\ + \text{エリアAの容量拠出金総額 (調達オークション分)}$$

※全国の容量拠出金総額 = 全国の約定量 × 約定価格

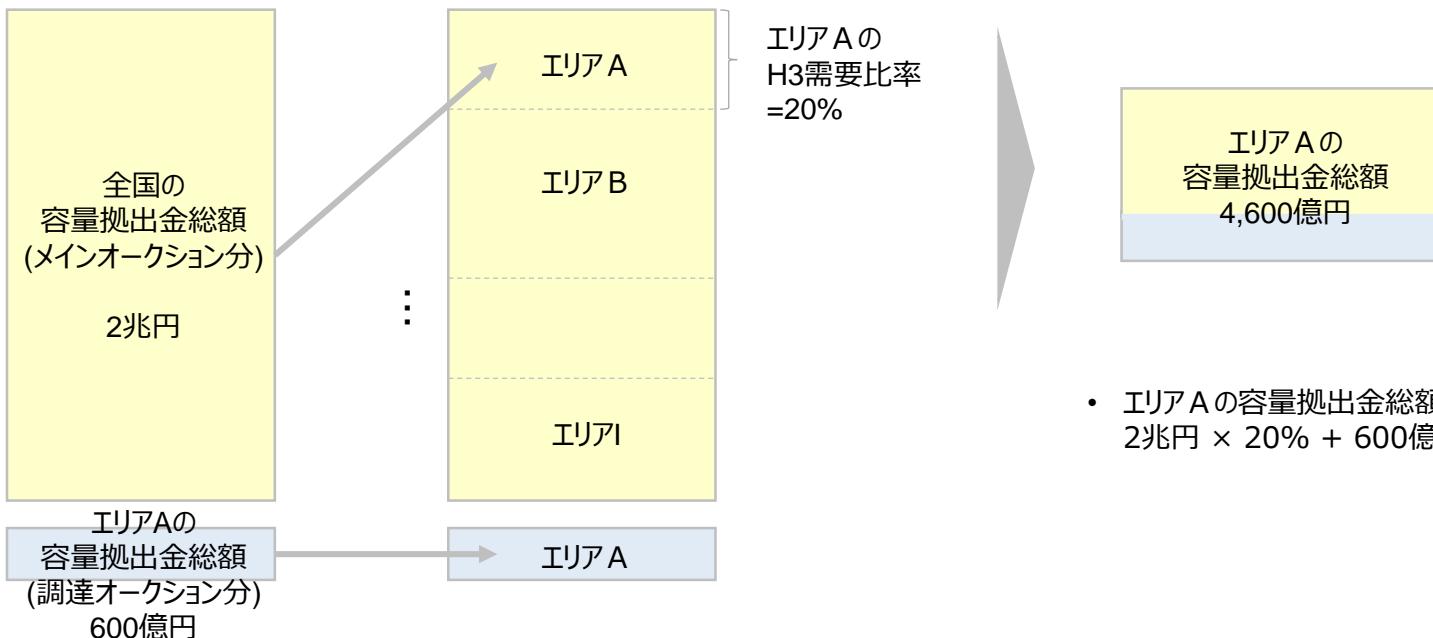
計算イメージ

例)

全国の容量拠出金総額 (メインオークション分) : 2兆円

エリアAの容量拠出金総額 (調達オークション分) : 600億円

エリアAのH3需要 : 20%



- エリアAの容量拠出金総額
 $2兆円 \times 20\% + 600\text{億円} = 4,600\text{億円}$

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。
以下、計算結果は適宜端数処理しております。

5. 容量拠出金の計算方法

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

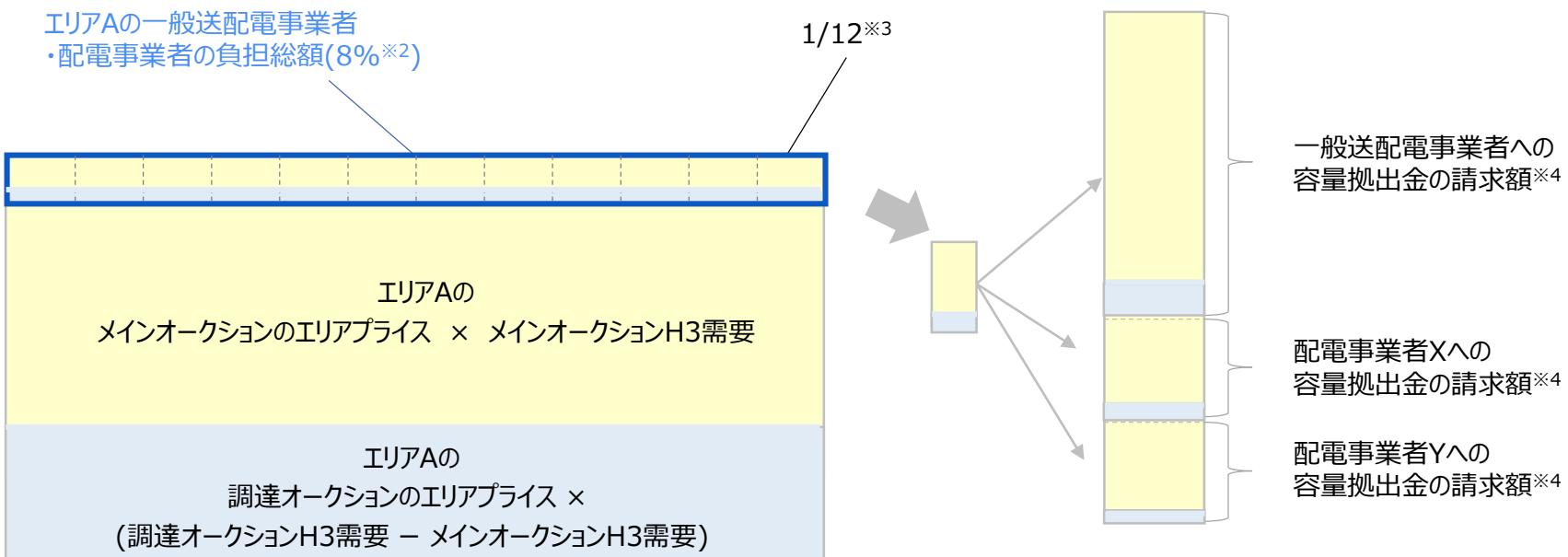
④各小売電気事業者
の請求額の算定

40

- 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、メインオークションのエリープライスとH3需要を掛け合わせた値に、調達オークションのエリープライスに調達オークションH3需要からメインオークションのH3需要を差し引いた値を掛け合わせた値を足した値^{※1}に一定割合^{※2}を乗じることで算定します。また請求額については、一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在する場合



※1：調達オークションH3需要の値がメインオークションH3需要の値以上の場合の計算方法です。調達オークションH3需要の値がメインオークションH3需要の値未満の場合は、調達オークションのH3需要 × メインオークションのエリープライス × 一定割合となります。

※2：送配電負担（託送負担）について、本資料では一定割合を8%として試算しています。

※3：エリア別的一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額を12等分（12か月）で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

※4：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

5. 容量拠出金の計算方法

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_配分比率計算方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

41

■ 一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金の配分比率については、当該エリアの年間最大H3需要発生月の各事業者のH3需要をもとに、以下の式によって計算を行います。

➤ 配分比率 = 各事業者のH3需要※ ÷ エリアの一般送配電事業者と配電事業者のH3需要※
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要※)

※：実需給年度の供給計画の第1年度の計画

例) 対象実需給年度2026年度については、2026年度供給計画の第1年度の計画

一般送配電事業者・配電事業者の配分比率計算イメージ

実需給年度の供給計画(第1年度)における想定需要(H3需要)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エリア計	10	10	11	14	15	14	10	11	13	14	14	12
一般送配電事業者	7	7	8	9	10	9	7	8	9	9	9	8
配電事業者X	1	1	1	1	3	2	1	1	2	2	2	2
配電事業者Y	2	2	2	3	2	2	2	2	2	3	3	2

年間最大需要発生月のH3需要をもとに配分比率を算定

事業者	配分比率
一般送配電事業者	10/15
配電事業者X	3/15
配電事業者Y	2/15

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_計算例

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

42

■ エリア別的一般送配電事業者・配電事業者の負担総額

$$= \{ \text{メインオークションのエアープライス} \times \text{メインオークションH3需要} + \text{調達オークションのエアープライス} \times (\text{調達オークションH3需要} - \text{メインオークションH3需要}) \} \times \text{一定割合}^{*1}$$

■ 各一般送配電事業者・

$$\text{配電事業者への毎月の請求額}^{*2} = (\text{エリア別的一般送配電事業者・配電事業者の負担総額} \div 12)^{*3} \times \text{各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率}^{*4}$$

計算イメージ

例)

メインオークションのエアープライス × メインオークションH3需要^{*5} : 6,000億円

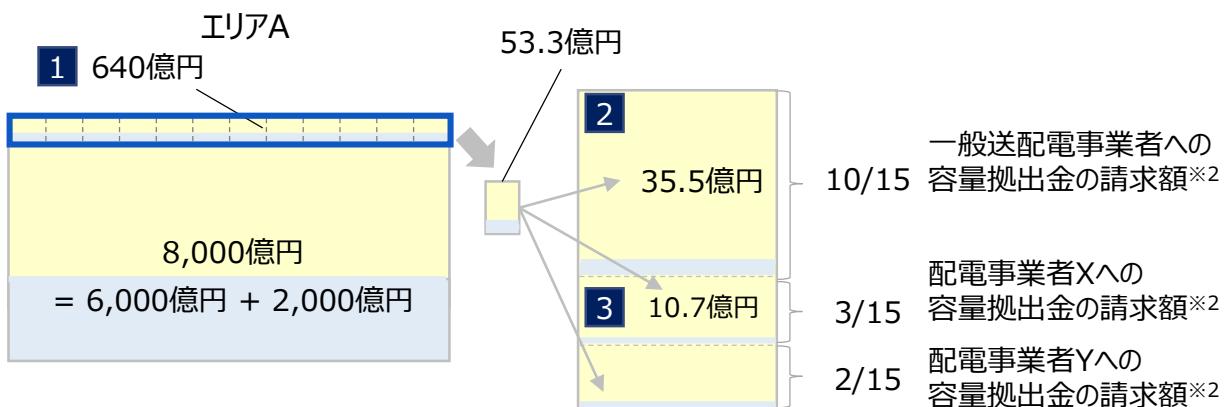
調達オークションのエアープライス × (調達オークションH3需要 - メインオークションH3需要)^{*5} : 2,000億円

エリアAには一般送配電事業者、配電事業者X・Yが存在

一般送配電事業者の配分比率 : 10/15

配電事業者Xの配分比率 : 3/15

配電事業者Yの配分比率 : 2/15



*1: 送配電負担（託送負担）について、本資料では一定割合を8%として試算しています。

*2: 各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。なお、四捨五入による端数が生じた場合は一般送配電事業者への請求額に加算します。また、四捨五入により毎月の請求額合計と年度の負担総額に差額が生じた場合には3月度の請求額に加算します。

*3: エリア別的一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額を12等分（12か月）で割った部分は小数点以下を切り捨てます。

*4: 各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率 = 各事業者のH3需要 ÷ エリア全体の一般送配電事業者と配電事業者のH3需要

*5: 「全国の容量拠出金の総額 × 当該エリアのH3需要比率」とは別の数字です。

1 エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
 $(6,000\text{億円} + 2,000\text{億円}) \times 8\%^{*1} = 640\text{億円}$

2 エリアAの一般送配電事業者へのある月の請求額
 $(640\text{億円} \div 12) \times 10/15 = 35.5\text{億円}$

3 エリアAの配電事業者Xへのある月の請求額
 $(640\text{億円} \div 12) \times 3/15 = 10.7\text{億円}$

③小売電気事業者の負担総額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

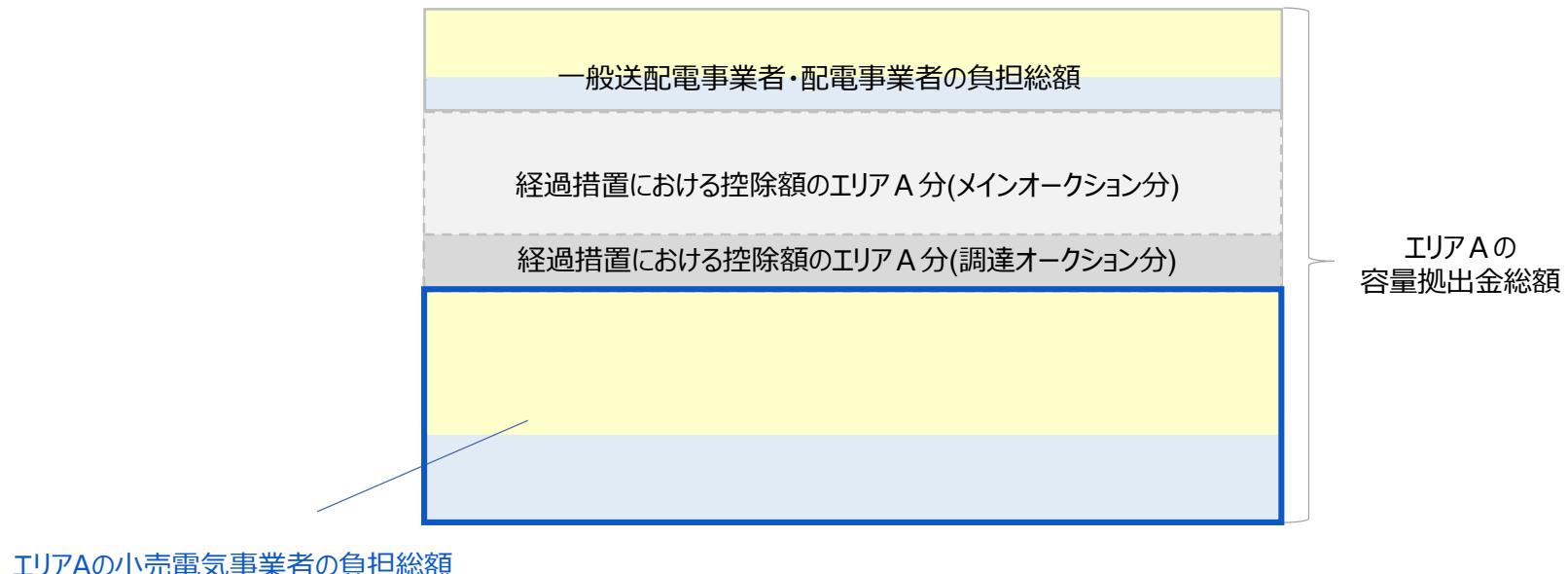
②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

- 小売電気事業者の負担総額は、当該エリアの容量拠出金総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置による控除額を減算することで算定します。※

イメージ図



※調達オークション（エリア）が開催された場合、当該オークションで発生した経過措置における控除額は開催エリアのみに適用されます。

■ エリア別的小売電気事業者の負担総額

$$= \text{エリア別の容量拠出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額} - \text{エリア別の経過措置における控除額}^{\ast}$$

※ : エリア別の経過措置における控除額

$$= \sum(\text{経過措置における控除額(メインオークション分)}) \times \text{メインオークションH3需要比率} + \text{エリア別の経過措置における控除額(調達オークション分)}$$

計算イメージ

例)

エリアAの容量拠出金総額: 4,600億円

経過措置対象電源等の経過措置による控除額合計(メインオークション分): 3,000億円

経過措置における控除額のエリアA分(調達オークション分): 200億円

エリアAのH3需要比率: 20%

エリアA

1 640億円

2 600億円

3 200億円

4 3,160億円

エリアAの
容量拠出金総額
4,600億円

1 エリアAの送配電負担総額 640億円

2 経過措置における控除額のエリアA分(メインオークション分)
 $3,000\text{億円} \times 20\% = 600\text{億円}$

3 経過措置における控除額のエリアA分(調達オークション分) 200億円

4 エリアAの小売電気事業者の負担総額
 $4,600\text{億円} - 640\text{億円} - (600\text{億円} + 200\text{億円}) = 3,160\text{億円}$

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

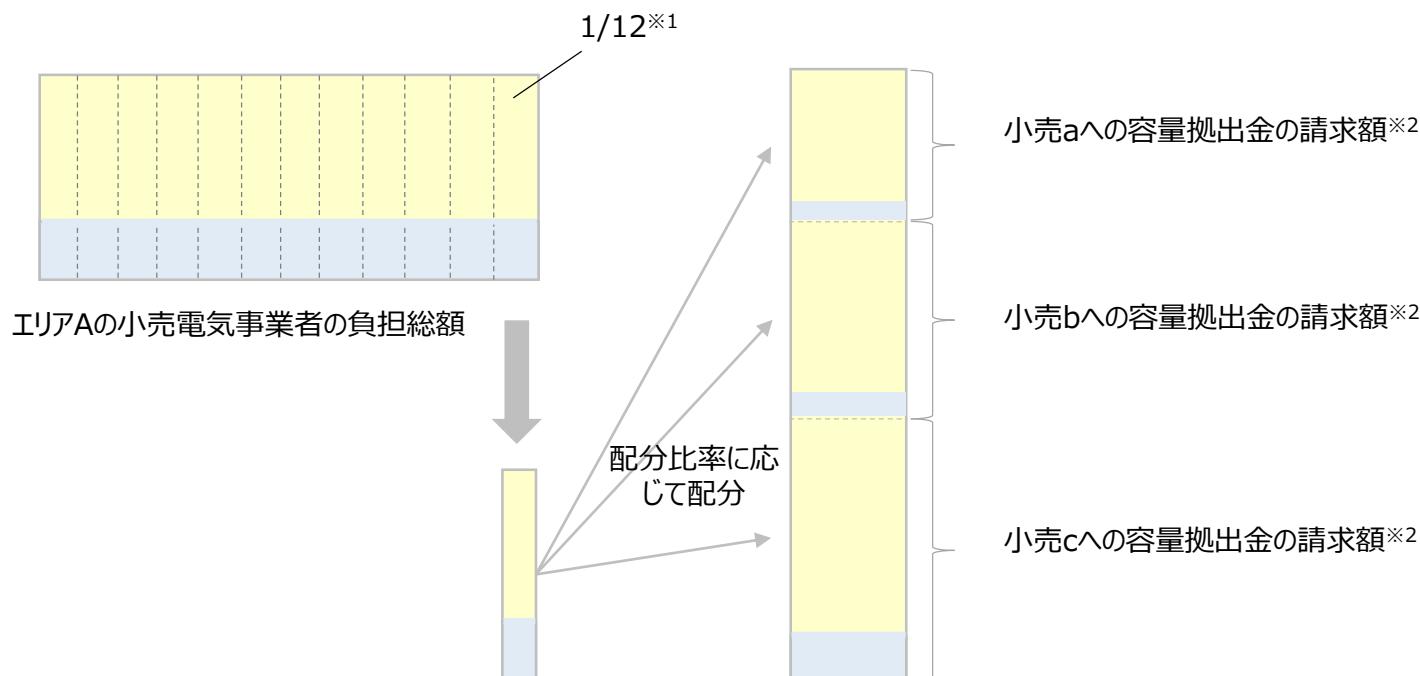
④各小売電気事業者
の請求額の算定

45

- 各小売電気事業者への請求額は、エリア別的小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分^{※1}し、各小売電気事業者の配分比率に応じて毎月の請求額^{※2}を算定します。

イメージ図

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在する場合



※1：エリア別的小売電気事業者の容量拠出金負担総額を12等分（12か月）で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

※2：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_全体像

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

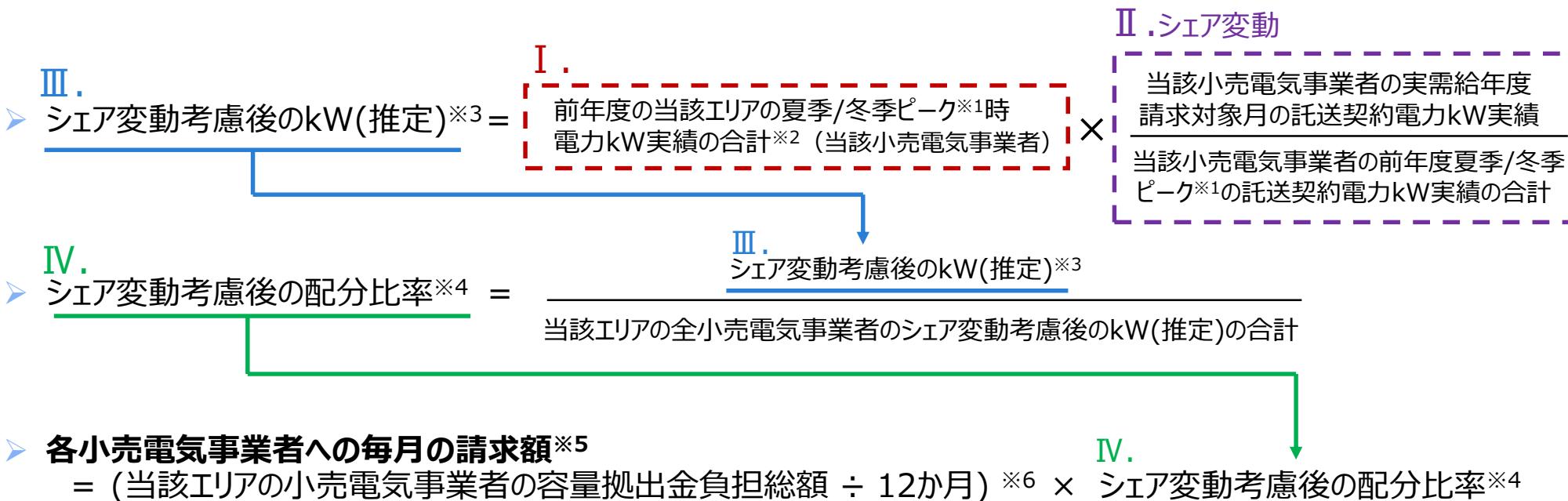
当該小売電気事業者に対する各月の容量拠出金の請求額は、主に以下の要素により算定されます。

I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク^{※1}時電力kW実績の合計^{※2} … (P.47参照)

II. シェア変動 … (P.48参照)

III. シェア変動考慮後のkW(推定)^{※3} … (P.49参照)

IV. シェア変動考慮後の配分比率^{※4} … (P.50参照)



※1：夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

※2：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

※3：シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

※4：シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

※5：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※6：12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定 I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計 47

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

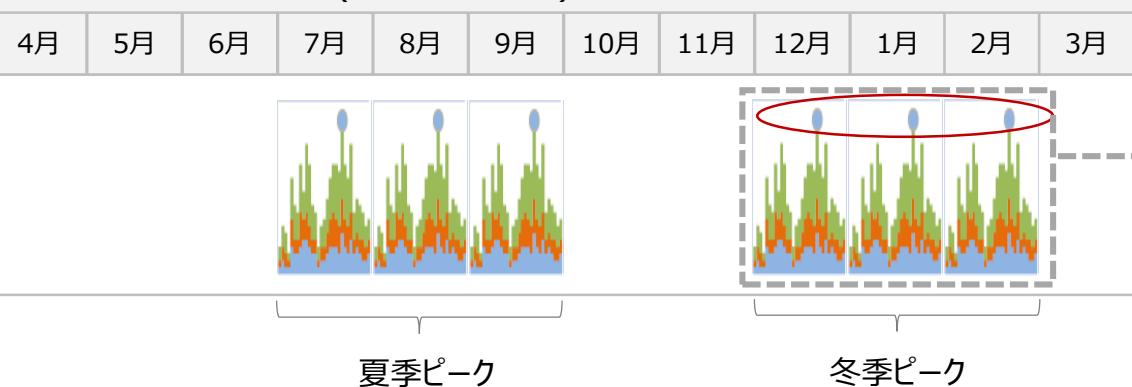
③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

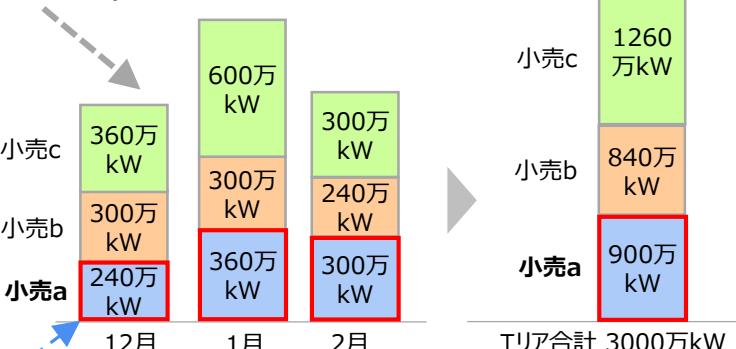
■ 「ピーク時電力kW」とは、夏季ピーク（7～9月）/冬季ピーク（12～2月）の各月における、当該エリアの最大需要発生時（1時間）の電力使用量（kWh）を指します。※1

■ 実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の合計※2は、実需給年度1～6回目（4月～9月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となり、実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績の合計※2は、実需給年度7～12回目（10月～3月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となります。

2025年度(実需給前年度)におけるエリアAの需要実績



当該エリアのピーク時における、各小売電気事業者の電力使用量（1時間）を参照します。



※1 例) 冬季ピークの12月を対象として、エリアAにおいて2024年12月14日9:00～10:00（1時間）にエリア最大需要が発生した場合、この時間帯が最大需要発生時=ピーク時となります。

■ 小売aのピーク時電力：240万kW（※240万kWh/1時間）

内訳 9:00～9:30 の小売aのkWh : 125万kWh
9:30～10:00の小売aのkWh : 115万kWh

$$125\text{万kWh} + 115\text{万kWh} = 240\text{万kWh/1時間}$$

エリアAにおける各小売電
気事業者の冬季ピーク時
電力kW実績

エリアAにおける各小売電
気事業者の冬季ピーク時
電力kW実績の合計※2

I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力
kW実績の合計※2（当該小売電気事業者）

※2:ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅱ. シェア変動

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

48

- 実需給前年度の夏季/冬季ピーク時電力kW実績に対し、「実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計」と「実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績」の変動比率によるシェア変動を算定し、次項の通り「シェア変動考慮後のkW（推定）」に反映します。

例：2026年11月を容量拠出金算定対象月とした例

2025年度(実需給前年度)における小売事業者aの託送契約電力kW実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の冬季ピークの託送契約電力kW											
360万 kW	370万 kW	386万 kW					360万 kW	370万 kW	386万 kW		
前年度の冬季ピークの 託送契約電力kW実績の合計：1116万kW											
夏季ピーク						冬季ピーク					
シェア変動：0.278 (=310万kW/1116万kW)											

2026年度(実需給年度)における小売事業者aの託送契約電力kW実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW
実需給年度の請求対象11月の 託送契約電力kW：310万kW											

II. シェア変動

当該小売電気事業者の実需給年度
請求対象月の託送契約電力kW実績

当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季
ピークの託送契約電力kW実績の合計

実需給年度の容量拠出金の請求対象月に係る、
実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電
力kWの合計の参照先は以下となります

- 実需給年度の請求対象4月～9月分
 - 実需給前年度夏季ピーク（7～9月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照
- 実需給年度の請求対象10月～3月分
 - 実需給前年度冬季ピーク（12～2月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅲ. シェア変動考慮後のkW(推定)

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

49

■ 前述のⅠ・Ⅱを用いて、シェア変動考慮後のkW(推定)を算定します。

Ⅲ.

シェア変動考慮後のkW(推定)^{※1} =

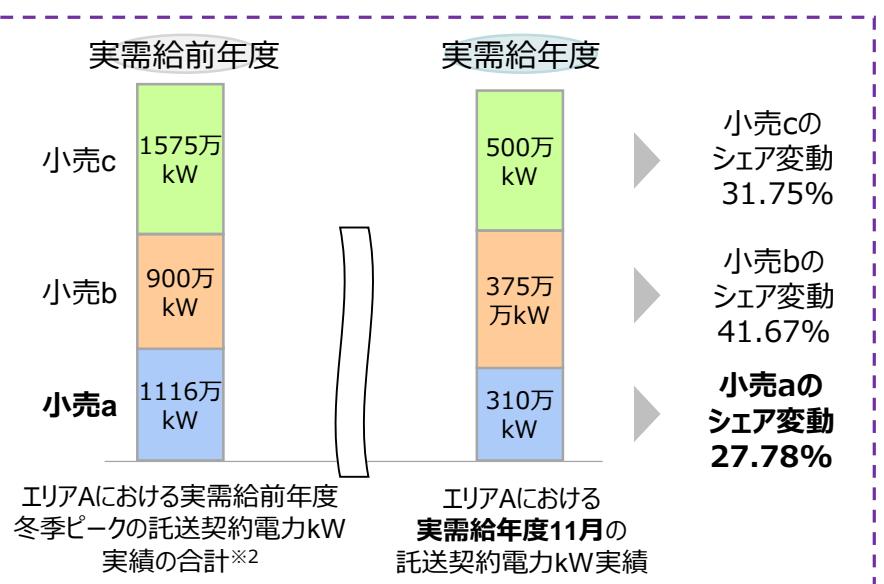
I.

前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時
電力kW実績の合計^{※2} (当該小売電気事業者)

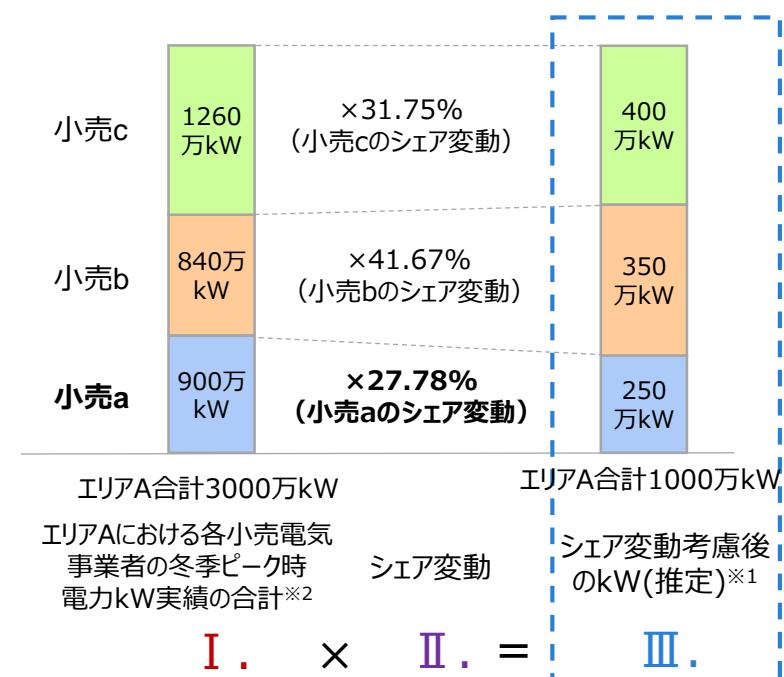
II. シェア変動

当該小売電気事業者の実需給年度
請求対象月の託送契約電力kW実績
当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季
ピークの託送契約電力kW実績の合計^{※2}

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後kW(推定)の算定



シェア変動考慮
後のkW(推定)を
算定します



※1: シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。
※2: ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅳ. シェア変動考慮後の配分比率

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

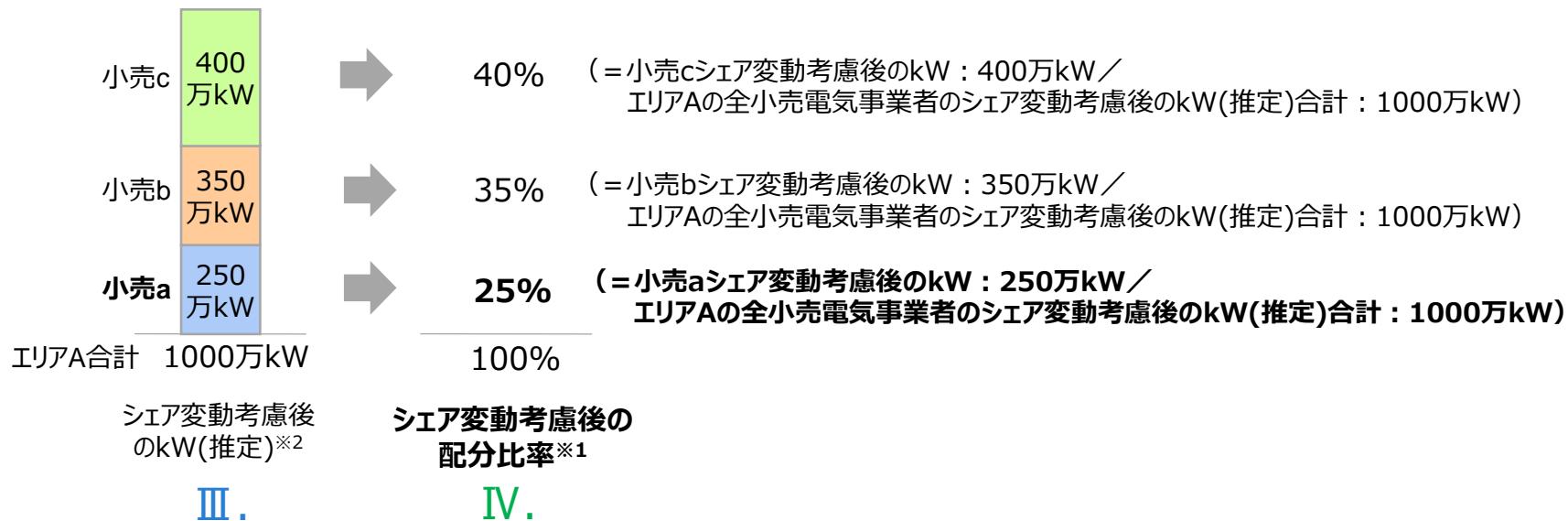
④各小売電気事業者
の請求額の算定

50

■ 前述のⅢを用いて、シェア変動考慮後の配分比率を算定します。

IV. シェア変動考慮後の配分比率^{※1} = III. シェア変動考慮後のkW(推定)^{※2}
当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW(推定)合計

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後の配分比率



※1 : シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

※2 : シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_各小売電気事業者への毎月の請求額

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

51

- 前述のIVを用いて、各小売電気事業者の容量拠出金請求額を算定します。

各小売電気事業者への毎月の請求額※1

IV.

$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{シェア変動考慮後の配分比率}$$

例) 実需給年度11月のエリアAの小売電気事業者a (以下、小売a) の容量拠出金請求額

エリアAの小売aの
2024年11月算定対象の
容量拠出金請求額※1
 $\div 50.8\text{億円}$

=

エリアAの小売電気事業者の容量
拠出金負担総額÷12か月※2
203.3億円
(2440億円÷12)

×

IV.
エリアAにおける小売aの
シェア変動考慮後の配分比率※3
25%

※1: 各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※2: 12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

※3: シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

(参考) 夏季/冬季ピーク時電力kW実績の取得方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

52

- 下記算式内の夏季/冬季ピーク時電力kW実績は、各一般送配電事業者から本機関に提出される同時同量監視情報から算定されます。

$$\text{シェア変動考慮後のkW(推定)}^{※1,2} = \frac{\text{実需給前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計}^{※2} \text{ (当該小売電気事業者)}}{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計}^{※3}}$$

一般送配電事業者

事業者コード	同時同量監視情報の接続対象電力量
300XY	100
300XY	500
400XY	200
411XY	100
422XY	は抽出に含めない

同時同量監視
情報の提出

広域機関 (広域機関システム)

事業者名	同時同量監視情報の接続対象電力量
A電力	600(=100+500)
Bパワー	200

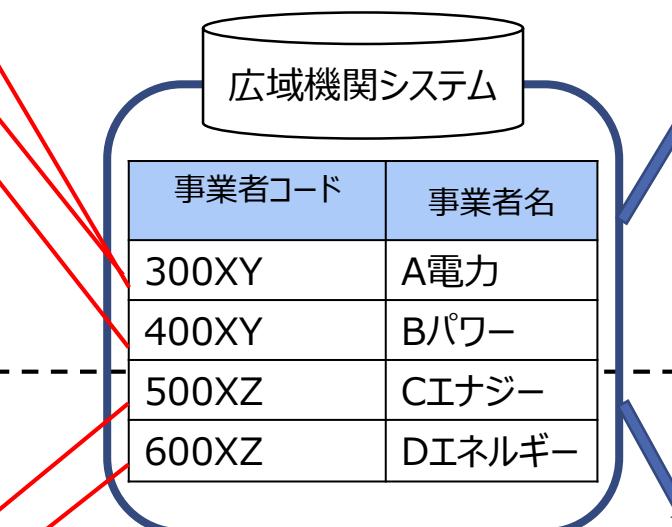
これらの同時同量監視情報を基に夏季/冬季ピーク時電力kW実績が算定されます

事業者名	同時同量監視情報の接続対象電力量
Cエナジー	150
Dエネルギー	0

エリアY

事業者コード	同時同量監視情報の接続対象電力量
500XZ	150
600XZ	0

エリアZ



※1：シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

※2：託送契約電力kW実績とピーク時電力kW実績の個数が一致しない場合は、年間ピーク時のkW実績を当該データ数で除し、年間ピークの託送契約電力kW実績のデータ数を乗じて算定します。ピーク時電力kW実績が対象月の託送契約電力kW実績を上回る場合は、対象月のピーク時kW実績を対象月の託送契約電力kW実績に置き換えて算定します。

※3：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

- 一般送配電事業者・配電事業者が対象となる年次精算は、容量拠出金の未回収分が発生した場合の追加請求となります。
- 倒産などを起因とする配電事業者の未回収分は、年次精算にてエリア内的一般送配電事業者や配電事業者へ追加請求します。
- 各社への追加請求額に関する計算式は以下になります。

$$\text{追加請求額} = \text{未回収額} \times \frac{\text{当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における当該エリアの全事業者の容量拠出金実際支払額} \times}$$

※：容量拠出金の滞納が発生した事業者は対象から除く

計算イメージ

例)

エリアAには一般送配電事業者、配電事業者α・βが存在
一般送配電事業者の実際支払額：160億円

配電事業者αの実際支払額：40億円

配電事業者βの実際支払額：36億円

期中に配電事業者β社が倒産し、4億円の未回収分が発生

1 一般送配電事業者への追加請求額

$$4\text{億円} \times 160\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 3.2\text{億円}$$

2 配電事業者αへの追加請求額

$$4\text{億円} \times 40\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 0.8\text{億円}$$



- 小売電気事業者が対象となる年次精算は、容量拠出金の未回収分が発生した場合の追加請求及び経済的ペナルティの還元となります。
- 倒産などを起因とする小売電気事業者の未回収分は、年次精算にて全国の小売電気事業者^{※1}へ追加請求します。
- 実需給期間前・実需給期間中に容量提供事業者から回収した経済的ペナルティ^{※2}は、年次精算にて全国の小売電気事業者[※]へ還元します。

各社への追加請求額に関する計算式は以下となります。(金額が負の値となる場合は還元額)

$$\text{追加請求額} = (\text{未回収額} - \text{経済的ペナルティ額等}) \times \frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額}^{\ast}}$$

※1：容量拠出金の滞納が発生した事業者は対象から除く

※2：経済的ペナルティの滞納が発生した場合における未回収分は還元の対象から除く

計算イメージ

例)

エリアA及びエリアBについて、エリアAには小売電気事業者①, ②がエリアBには小売電気事業者③, ④が存在

小売電気事業者①の実際支払額：600億円

小売電気事業者②の実際支払額：200億円

小売電気事業者③の実際支払額：200億円

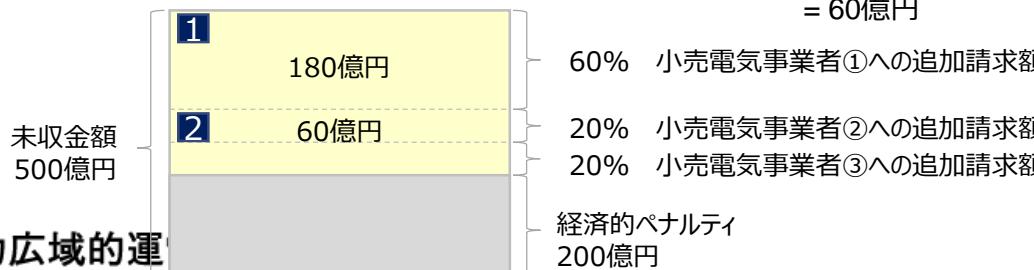
小売電気事業者④の実際支払額：300億円

期中に小売電気事業者④社が倒産し、500億円の未回収分が発生

容量提供事業者から200億円の経済的ペナルティを回収

1 小売電気事業者①への追加請求額
 $(500\text{億円} - 200\text{億円}) \times 600\text{億円} / (600\text{億円} + 200\text{億円} + 200\text{億円})$
= 180億円

2 小売電気事業者②への追加請求額
 $(500\text{億円} - 200\text{億円}) \times 200\text{億円} / (600\text{億円} + 200\text{億円} + 200\text{億円})$
= 60億円



本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

(参考)容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の算定式

- 実需給2026年度に係る容量拠出金について、2025年12月頃に各小売電気事業者へ発行予定の仮請求額通知書（年間総額）の計算式は以下となります。

$$\text{仮請求額 (年間総額)} = \sum \left(\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}} \right)$$
$$= \text{エリア別 4月の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}} + \text{エリア別 5月の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}} + \dots + \text{エリア別 3月の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}$$

※小数点第17位で四捨五入

- 当該仮請求通知書（年間総額）は、2025年12月時点で入手可能な諸元を用いた概算金額をお知らせすることを目的としており、2026年7月以降の実際の請求額では算定方法が異なることにご留意ください。（P. 60参照）

5. 容量拠出金の計算方法

(参考)実需給期間中に新規参入した配電事業者の配分比率算定

56

- 年間最大H3需要の発生月よりもあとに新規参入があった場合は、配賦の基準となるH3需要が存在しないため、新規参入月以降の各月のH3需要から平均シェアを算定した上で配分します。

配電事業者が新規参入する場合の算定方法(例)

配電事業者bは2026年12月から新規参入した事業者であり、
2026年12月～2027年3月の各月H3需要から算定した平均シェアが0.2
この場合、エリアのH3需要は $15 \times 0.2 = 3$

	2026年4月	2026年12月
エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 $\times 1/12$	配電事業者a H3需要：2	配電事業者a H3需要：2 配電事業者b H3需要：3
エリアAの年間最大H3需要発生月(8月)における各事業者のH3需要合計：15	一般送配電事業者 H3需要：13	一般送配電事業者 H3需要：10

具体的な算定のイメージ

- ・エリアAの容量拠出金負担額が1,800の場合
⇒エリアAの各月負担額は150

2026年4月～2026年11月

配電事業者a：
月次負担額 20 ($=150 \times 2/15$)

一般送配電事業者
月次負担額 130 ($=150-20$)

2026年12月～2027年3月

配電事業者a：
月次負担額 20 ($=150 \times 2/15$)

配電事業者b：
月次負担額 30 ($=150 \times 3/15$)

一般送配電事業者
月次負担額 100 ($=150-30-20$)

5. 容量拠出金の計算方法

(参考)実需給期間中に新規参入した小売電気事業者の配分比率算定

- 小売電気事業者の容量拠出金のシェア配分は、実需給前年度の夏季/冬季のピーク時kWのシェアと、実需給前年度と実需給年度の託送契約電力kW実績の比率を用いて算定が行われます。
- 小売電気事業者が新規参入した場合は、前年度のピーク時のシェアがないため、算定方法として、当該年度の各月託送契約電力kW全体の合計に占める新規参入事業者分合計の比率を維持するようにエリアシェアkWを算定し、その後、新規参入事業者間での当該年度各月の託送契約電力kWの按分によって、個々の事業者のシェアを算定※します。

※新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行う

$$\text{当該月のシェア変動考慮後kW} = \frac{\text{実需給前年度の夏季/冬季}}{\text{ピーク時電力kW合計}} \times \frac{\text{実需給年度の当該月の託送契約電力kW}}{\text{実需給前年度の夏季/冬季ピーク時の託送契約電力kW合計}}$$

$$\text{実需給期間中に新規参入した小売電気事業者のシェア変動考慮後kW}^{*1} = \frac{\text{(当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率) } \times 2}{\text{×エリア内の新規参入以外の事業者のシェア変動考慮後kWの合計}} \times \frac{\text{新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW実績}}{\text{新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力kW実績の合計} \times 2}$$

※1：小数点以下は四捨五入。

※2：当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率、(1 - 当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率)、新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力kW実績の合計の3点について、システムでの算定上は、既存事業者の当該月の託送契約電力kW合計を用いて計算します。

＜計算例＞

事業者名	区分	前年度		当該年度		当該年度 N月シエア変動考慮後 kW(推定)
		夏季/冬季ピーク時 電力kW合計	夏季/冬季ピーク時 託送契約電力kW 合計	N月託送契約 電力kW		
A	-	2,000	2,500	1,200	1,800	1,410
B	-	1,500	2,000	600	1,800	1,410
C	撤退	1,000	1,500	0	1,800	960
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	80	1,800	63
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	120	1,800	94
合計		4,500	6,000	2,000	$\times \frac{1,410}{1,800}$	1,567

**新規参入者の当該年度N月託送契約電力kWの
エリア比率10.00%を維持するエリアシェアkWを算定**

① エリア内の新規参入以外の事業者のシェア変動考慮後kWの合計
×新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW実績
÷新規参入以外の託送kW合計

$$= 1,410 \times 80 \div 1,800$$

$$= 62.666\ldots$$

$$\approx 63$$

※小数点以下は四捨五入

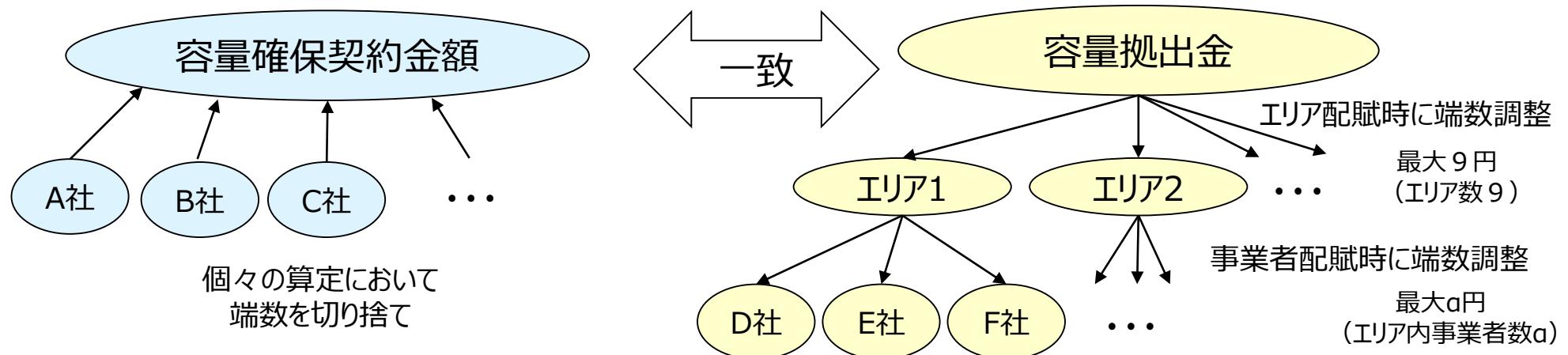
$$② 1,410 \times 120 \div 1,800$$

$$= 94$$

$$③ 960 + 450 + 63 + 94 = 1,567$$

- 容量確保契約金額は、約款に基づき、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- したがって、容量確保契約金額の算定過程で整数化が必要な場合、端数の切り捨てにより端数調整を行います。
- 一方、容量拠出金は、容量確保契約金額の総額と同額とする必要があり、エリア配分や配分比率の算定、月次請求や還元等の算定において端数が生じた場合、端数調整が行われます。
- **容量拠出金の算定過程の整数化**においては、**端数の四捨五入により端数調整**を行います。また、その結果、算定時の総額との**端数調整の必要が生じた場合はエリア配賦時・事業者配賦時に調整**※します。

※プラスとマイナスの両方の調整が行われます。



6. 容量拠出金算定諸元の公表等

容量拠出金算定諸元の公表及び仮請求額の通知

- 実需給2026年度に係る容量拠出金について、事前に概算金額をお知らせすることを目的として、2025年12月に容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の発行を予定しております。
- また、実需給期間の容量拠出金の算定諸元は、公表又は個別にお知らせすることを予定しております。

<対象実需給年度2026年度における帳票の発行スケジュール（P.18の再掲）>

実施時期	帳票	2025年度	2026年度 (実需給年度)	2027年度
実需給前	容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)	2026年12月頃発行 ▲		
月次 (実需給 開始後)	容量拠出金請求額通知書		2026年6月～2027年5月 毎月発行	
	請求書		2026年7月～2027年6月 毎月発行	
年次 (実需給 開始後)	容量拠出金還元額通知書 (年次精算)			2027年11月頃発行 ▲
	容量拠出金追加請求額通知書 (年次精算)			2027年11月頃発行 ▲
	請求書/支払通知書			2028年1月頃発行 ▲

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額と請求額の算定諸元・算定方法の違い

60

- 実需給前年度12月に発行される容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）について、実需給年度の請求額（請求対象月の2か月後に通知）とは以下の3点が異なることにご留意ください。

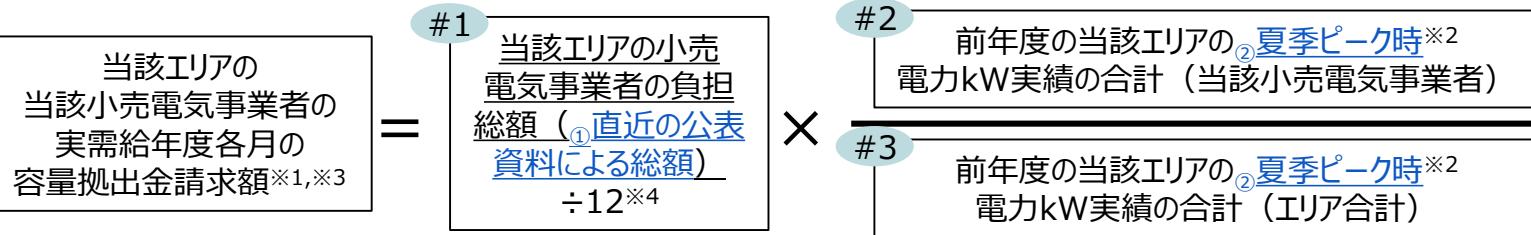
- ①エリア別的小売電気事業者の負担総額に実需給前年度の市場退出分が未反映※
- ②実需給年度10月～3月の容量拠出金請求額算定に用いられる冬季ピーク時電力kW実績が未反映
- ③実需給年度の各月の託送契約電力kW実績に基づくシェア変動による補正が未反映

※仮請求額の算定諸元となる「直近の公表資料による容量拠出金の負担総額」に、その時点の市場退出分が反映されていた場合は、市場退出を反映した負担総額を用います。

実需給年度の容量拠出金の算定においては、実需給前年度までの市場退出分が反映された負担総額を用います。

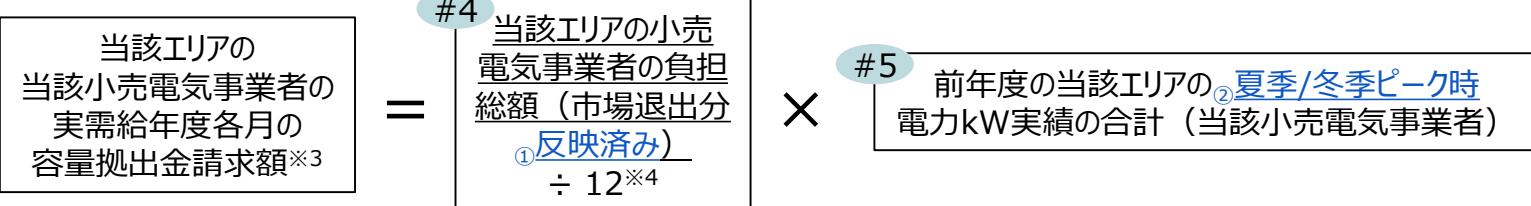
仮請求額（実需給前年度12月に通知）の算定諸元・算定方法

P.61-64に記載のNoに対応



※仮請求額の算定では、シェア変動による補正是適用しません

実需給年度の請求額（請求対象月の2か月後に通知）の算定諸元・算定方法



⑥ - ⑦ - ⑧ シェア変動による補正
(詳細はP.48-50参照)

※1:容量拠出金仮請求額通知書には、年間総額に加えて、実需給年度4～2月の月額と、端数調整月の3月の月額が記載されています。

※2:夏季ピーク時の電力kW実績の合計について公表を行う場合は、仮請求額通知に使用した夏季ピーク日時も併せて公表します。

※3:各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※4:12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額の算定諸元公表・通知_実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の通知（当該小売事業者） 61

- 容量拠出金仮請求額通知書に記載の仮請求額は、3つの算定諸元を用いて算定が可能です。
- 算定諸元は、本機関HP上での公表及び仮請求額通知書の備考欄に記載します。
- 「#2」の実需給前年度の当該エリア夏季ピーク時電力kW実績につきまして、実需給年度2026年度分を対象とした仮請求額通知書の備考欄に記載し、2025年12月頃に各小売電気事業者へ通知予定です。

#	算定諸元	公表・通知方法
1	エリア別の小売電気事業者の負担総額 (公表資料の諸元データ集約時点における市場退出分を反映)	本機関HPにて公表
2	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計※ (当該小売電気事業者)	仮請求額通知書の備考欄に記載
3	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計 (当該エリアの全小売電気事業者の合計)	本機関HPにて公表

※：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

容量拠出金 仮請求額通知書（年間総額）

通知書番号	: 123456789012345678
通知日	: yyyy年MM月dd日
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
御中	
事業者コード	: 1234
事業者区分	: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
電力広域的運営推進機関	: 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
問い合わせ先	: 部署 : ○○部 電話番号 : ○○-○○○○-○○○○ E-Mail : ××××@occto.or.jp
件名: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
1. 容量拠出金仮請求額	
容量拠出金仮請求額[円]	-123,456,789,012,345
容量拠出金仮請求額(年額)(調整前)[円]	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345
備考	: エリア：東北／7月：7,000,000kW／8月：8,000,000kW／9月：9,000,000kW／合計：24,000,000kW
記載例	
小計[円]	-123,456,789,012,345
(参考)	
容量拠出金仮請求額(月額)[円]	-123,456,789,012,345
実需給年度4月~2月	
容量拠出金仮請求額(最終月額)[円]	-123,456,789,012,345
実需給年度3月	
2. 算定諸元情報	
容量拠出金算定対象エリア	1 2 3
負担総額[円](年額)	-123,456,789,012,345
負担額[円](月額)	-123,456,789,012,345
実需給年度4月~2月	
負担額[円](端数調整月)	-123,456,789,012,345
実需給年度3月	
負担分の比率[%]	-123,456,789,012,345
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	123.45

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額の算定諸元公表・通知_負担総額・実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績(当該エリア合計)の公表 62

- 「#1」のエリア別的小売電気事業者の負担総額、「#3」の実需給前年度の当該エリアの全小売電気事業者のピーク時電力kW実績の合計（2025年度夏季ピーク分）は、2025年12月頃に本機関のHPに掲載予定です。

#	算定諸元	公表・通知方法	エリア 一般送配電事業者と配電事業者 小売電気事業者 ひと月当たりの額(4月～2月) (小売電気事業者) ひと月当たりの額(3月) (小売電気事業者)					
1	エリア別的小売電気事業者の負担総額 (公表資料の諸元データ集約時点における市場退出分を反映)	本機関HPにて公表	北海道	4,225,832,040 円	46,006,987,090 円	3,833,915,590 円	3,833,915,600 円	
2	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計※ (当該小売電気事業者)	仮請求額通知書の備考欄に記載	東北	11,445,032,460 円	124,603,026,257 円	10,383,585,521 円	10,383,585,526 円	
3	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計 (当該エリアの全小売電気事業者の合計)	本機関HPにて公表	東京	44,913,249,000 円	488,974,300,769 円	40,747,858,397 円	40,747,858,402 円	
			中部	20,696,568,000 円	225,325,267,966 円	18,777,105,663 円	18,777,105,673 円	
			北陸	4,164,675,378 円	430,782 円	3,778,430,791 円		
			関西	22,342,114,800 円	039,474 円	20,270,039,483 円		
			中国	8,831,666,640 円	96,151,093,855 円	8,012,591,154 円	8,012,591,161 円	
			四国	4,164,760,200 円	45,342,092,857 円	3,778,507,738 円	3,778,507,739 円	
			九州	12,906,515,520 円	140,514,314,646 円	11,709,526,220 円	11,709,526,226 円	
			計	133,690,414,038 円	1,455,498,726,530 円			
			※上記金額に消費税は含まれておりません					
			エリア	最大需要発生日時(7月)	最大需要発生日時(8月)	最大需要発生日時(9月)	ピーク時電力kW合計実績(全小売電気事業者)	ひと月あたりのkW平均実績(全小売電気事業者)
			北海道	2023/07/28 (11:00～12:00)	2023/08/25 (11:00～12:00)	2023/09/01 (10:00～11:00)	12,789,864 kW	4,263,288 kW
			東北	2023/07/28 (13:00～14:00)	2023/08/23 (14:00～15:00)	2023/09/01 (13:00～14:00)	40,679,387 kW	13,559,796 kW
			東京	2023/07/18 (14:00～15:00)	2023/08/04 (13:00～14:00)	2023/09/05 (14:00～15:00)	156,412,803 kW	52,137,601 kW
			中部	2023/07/18 (14:00～15:00)	2023/08/21 (14:00～15:00)	2023/09/05 (14:00～15:00)	71,625,171 kW	23,875,057 kW
			北陸	2023/07/28 (13:00～14:00)	2023/08/03	イ	14,168,197 kW	4,722,732 kW
			関西	2023/07/27 (14:00～15:00)	2023/08/21	イ	78,447,395 kW	26,149,132 kW
			中国	2023/07/28 (15:00～16:00)	2023/08/03 (13:00～14:00)	2023/09/04 (13:00～14:00)	29,077,219 kW	9,692,406 kW
			四国	2023/07/27 (13:00～14:00)	2023/08/21 (13:00～14:00)	2023/09/04 (13:00～14:00)	13,723,085 kW	4,574,362 kW
			九州	2023/07/27 (14:00～15:00)	2023/08/21 (14:00～15:00)	2023/09/04 (15:00～16:00)	44,653,320 kW	14,884,440 kW

※：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

(参考) 実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績の公表

63

- 各小売電気事業者は、各エリアの全小売電気事業者の夏季/冬季のピーク時電力kW実績と自社のピーク時電力kW実績を比較することで、容量拠出金の金額を概算で想定することも可能です。
- 各小売電気事業者にて冬季実績を反映した容量拠出金の概算値を想定いただくことができるよう、**2025年度の冬季（12-2月）ピーク時電力kWの実績を2026年5月頃に公表予定です。**

(参考) 実需給2025年度向けに、2024年度の冬季（12-2月）ピーク時電力kWの実績は2025年5月30日に公表しております。

＜(参考) 実需給2024年度向け、各エリアの2023年度冬季（12-2月）における、最大需要発生日時と全小売電気事業者のピーク時電力kW合計実績＞

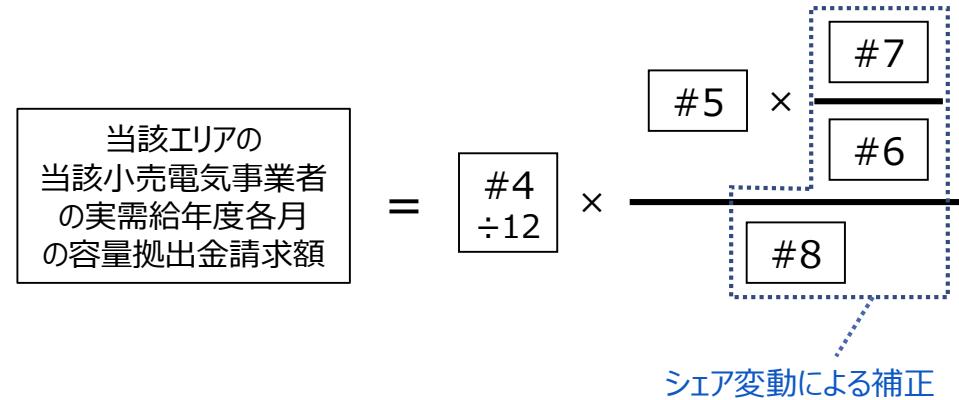
エリア	最大需要発生日時(12月)	最大需要発生日時(1月)	最大需要発生日時(2月)	ピーク時電力kW合計実績 (全小売電気事業者)
北海道	2023/12/12 (09:00~10:00)	2024/01/16 (09:00~10:00)	2024/02/01 (17:00~18:00)	14,508,656 kW
東北	2023/12/22 (17:00~18:00)	2024/01/16 (09:00~10:00)	2024/02/22 (09:00~10:00)	40,682,613 kW
東京	2023/12/05 (09:00~10:00)	2024/01/16 (17:00~18:00)	2024/02/05 (14:00~15:00)	135,698,294 kW
中部	2023/12/22 (09:00~10:00)	2024/01/24 (09:00~10:00)	2024/02/05 (10:00~11:00)	65,533,997 kW
北陸	2023/12/22 (09:00~10:00)	2024/01/24 (09:00~10:00)	2024/02/05 (16:00~17:00)	14,597,755 kW
関西	2023/12/22 (09:00~10:00)	2024/01/24 (09:00~10:00)	2024/02/05 (10:00~11:00)	71,255,961 kW
中国	2023/12/22 (09:00~10:00)	2024/01/24 (09:00~10:00)	2024/02/05 (09:00~10:00)	29,873,329 kW
四国	2023/12/22 (09:00~10:00)	2024/01/24 (09:00~10:00)	2024/02/05 (09:00~10:00)	12,845,003 kW
九州	2023/12/22 (18:00~19:00)	2024/01/24 (09:00~10:00)	2024/02/09 (07:00~08:00)	41,423,995 kW

6. 容量拠出金算定諸元の公表等 請求額の算定諸元公表と通知

- 実需給年度に発行される容量拠出金請求額通知書に記載の請求額は、5つの算定諸元を用いて算定が可能です。
- これら算定諸元は、容量拠出金請求額通知書の発行に合わせて、本機関HP上の公表、あるいは個別にお知らせすることを予定しています。

#	算定諸元	公表・通知方法
4	当該エリアの小売電気事業者の負担総額 (市場退出分反映済み)	本機関HPにて 公表予定
5	当該小売電気事業者の実需給前年度の当該エリア夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計※	個社ごとに 通知予定
6	当該小売電気事業者の実需給前年度の当該エリア夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計※	個社ごとに 通知予定
7	当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の当該エリア託送契約電力kW実績※	個社ごとに 通知予定
8	当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW (推定) の合計	本機関HPにて 公表予定

左記の算定諸元を用いて、実需給年度各月の容量拠出金請求額は以下のとおりに算定されます。



※ピーク時電力kW実績は同時同量監視情報から算定します(P51参照)。また、託送契約電力kW実績は、各一般送配電事業者から本機関に提供された数値を用いて算定します。

これらの数値を事業者のみなさまに通知いたしますが、月内のスイッチングや再点等により、事業者のみなさまが託送契約の請求情報等で認識する値と差異が生じる場合があります。

その場合であっても、これらの数値を正として算定いたします。
なお、ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

(参考) 小売電気事業者向け容量拠出金検算ツール

- 小売電気事業者向けの容量拠出金に係る参考資料として、前項の容量拠出金請求額の算定諸元を入力することで、容量拠出金請求額通知書に記載される請求額に至るまでの計算式や端数処理の確認が可能となるExcel版の検算ツールを2024年度より公開しています。
- 2026年度向けの検算ツールは、2026年4月分の容量拠出金請求額通知書の発行を目途に公表予定です。

小売電気事業者向け容量拠出金請求額検算ツール
※容量拠出金請求額通知書に記載の金額および本ツールの金額は全て税抜です。

入力セル

前提諸元（全社）

算定対象年月	2025年4月	※プルダウンにて算定対象月を選択してください。			
参考ビーカー	夏季				
対象エリア	北海道	※プルダウンにてエリアを選択してください。			
当該エリアの全小売電気事業者の負担総額(市場退出反映済)	29,562,825,936 円/年	※本機関のお知らせページに記載の当該エリアの全小売電気事業者の負担総額（年額）です。			
エリア別の負担総額【円】*1	2,463,568,828 円/月	※請求額通知書「2.算定諸元情報（請求対象月分）」に記載の当該エリアの全小売電気事業者の負担総額（月額）です。			
当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW（推定）合計	0 kW	※本機関のお知らせページに記載の値を入力してください。			
当該エリアの既存事業者のエリアシェアkW	0 kW	※本機関のお知らせページに記載の値を入力してください（新規参入の場合のみ）。			
当該エリアの既存事業者の託送契約kW	0 kW	※本機関のお知らせページに記載の値を入力してください（新規参入の場合のみ）。			
前年度夏季	2024年7月	ビーカー時電力kW	0 kW	ビーカー託送契約電力kW	0.000 kW
	2024年8月		0 kW		0.000 kW
	2024年9月		0 kW		0.000 kW
	計		0 kW		0.000 kW
算定対象年月	2025年4月	託送契約電力kW		0.000 kW	
新規参入/既存	新規参入				
シェア変動考慮後のkW（推定）*2	#DIV/0!	kW	※シェア変動考慮後のkW（推定）は小数点以下を四捨五入します。		
シェア変動考慮後の配分比率	#DIV/0!		※シェア変動考慮後の配分比率（負担比率）は小数点以下16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。		
→負担分の比率（%）※小数点第3位を四捨五入した概算比率	#DIV/0!		※請求額通知書「2.算定諸元情報（請求対象月分）」に記載の負担比率となります。		
容量拠出金請求額（円）*3	2025年4月	#DIV/0!	円	※各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。	

- 容量拠出金の算定諸元となる託送契約電力kWの一部取り扱いについて、お問合せの多いものについて以下の通りとなります。

種類	容量拠出金の算定に係る託送契約電力kWとしての取り扱い
揚水特措	「揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置」（揚水特措）が適用されている需要場所において、容量拠出金の算定に係る託送契約電力kWは、 揚水特措適用前の契約電力が適用されます。
分割供給	容量市場はkW価値に対して取引を行うことから、容量市場の実需給年度の各月のシェア補正の算定は、kWの供給力を確保していく考え方沿って各小売電気事業者の託送契約電力kWを用いることと国において整理がなされ、具体的な算定方法については 各小売電気事業者の当該地点の託送契約電力kWが用いられます 。なお、 分割供給地点の場合でも、前述の内容に変更はございません 。 ※容量拠出金の算定に係る託送契約電力kWは、分割供給地点における「流通費用調整額」等の調整は行いません。
予備線・予備電源	予備線（予備送電サービスA）、予備電源（予備送電サービスB）が利用される需要場所において、 予備送電サービス契約電力は、容量拠出金の算定に係る託送契約電力kWの対象とはなりません 。

7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理

容量市場における消費税の取り扱い

67

- 容量確保契約金額、容量拠出金は消費税の課税対象となります。
- 実需給期間中の経済的ペナルティは、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象となります。
- 詳細は公表済の「容量市場における税金の取り扱いについて」をご参照ください。

1. 容量市場における消費税の取り扱い

(1) 容量確保契約金額における消費税の取り扱い（広域機関・容量提供事業者間）

広域機関から発電事業者などの容量提供事業者に支払われる容量確保契約金額は消費税の課税対象となります。

（例1）容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関より受け取ることとなります。

（例2）容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって7,000万円に減額になった場合、消費税(10%)の700万円を含めた計7,700万円を広域機関より受け取ることとなります。ただし、リクワイアメント未達成による減額の総額が容量確保契約金額を上回った場合については、消費税の課税対象外となります。

（例3）容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって1億円の減額が生じ、さらに容量提供事業者が広域機関に1,000万円を支払う事になった場合、消費税を課税せず1,000万円を広域機関に支払うこととなります。

(2) 容量拠出金における消費税の取扱い（広域機関・小売電気事業者間）

小売電気事業者から広域機関に支払われる容量拠出金は消費税の課税対象となります。

（例）容量拠出金が1億円の小売電気事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関に支払うこととなります。

容量確保契約金額： **課税対象**

実需給期間中の
経済的ペナルティ： **課税対象** / **不課税対象**

* 経済的ペナルティのうち、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象

容量拠出金： **課税対象**

出典：容量市場における税金の取り扱いについて
(https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/210212_youryountax.pdf)

- 小売電気事業者等の事業者に関連する取引として、容量拠出金、年次精算による追加請求、還元があります。
- 既に公表済みの情報を含め、容量市場取引別の消費税の取り扱いは以下の通りです。

取引の種類	取引の性質	消費税の取り扱い※
容量拠出金※ ¹	小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が、 供給力を維持・確保するための手段として支払う費用 と位置づけられる。制度設計上も容量確保契約金額の原資とされている	課税
年次精算による追加請求※ ¹	容量拠出金の回収に応じて年間総額を一致させる年次精算が生じた場合の、 回収先変更による追加的な請求 であり、 取引上の位置づけは通常の容量拠出金請求と同様 である	課税
還元※ ²	経済的ペナルティなどの発生に伴い減少する容量確保契約金額の年間総額と容量拠出金の年間総額の 差額調整 として、 一旦回収した容量拠出金の事後的な返還 と位置付けられる	課税

※ 1：小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が対象

※ 2：小売電気事業者のみが対象

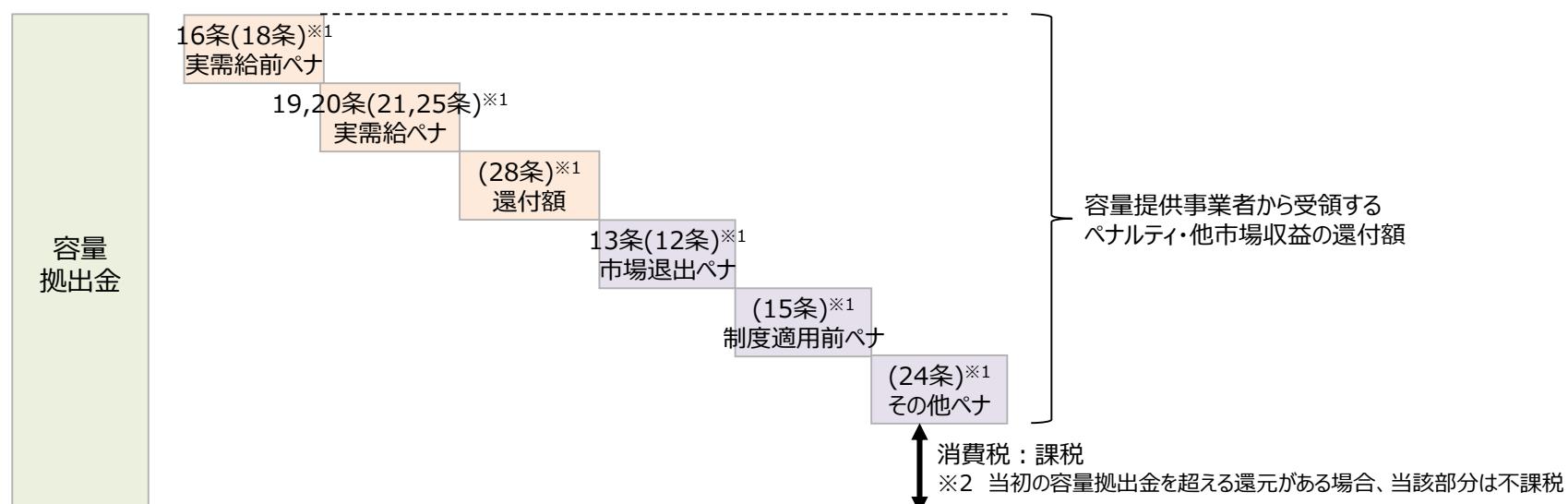
7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理

容量拠出金に係る消費税の取り扱いの詳細

- 小売電気事業者は、供給能力の確保義務を負っているところ、容量市場に対する容量拠出金の支払により、当該義務を果たすとされています。また、一般送配電事業者は実需給断面での周波数調整に必要な調整力を確保する責任を負っています。
- 容量拠出金は、本機関が容量提供事業者へ支払う容量確保契約金額及び、容量提供事業者から受領するペナルティ・他市場収益の還付額を勘案し、金額の算定を行い、小売電気事業者等へ請求が行われます。
- そのため、小売電気事業者等が支払う容量拠出金は、容量提供事業者において課税処理となっている約款16条(18条)・19,20条(21,25条)・(28条)^{※1}だけではなく、不課税処理となっている約款13条(12条)・(15条)・(24条)^{※1}を考慮した全体が、「供給能力の確保義務の履行」という対価性が認められることから、課税として処理されます^{※2}。

※1 カッコ内の条番号は、長期脱炭素電源オークションの容量確保契約約款の条となります。なお、長期脱炭素電源オークションの制度適用開始は2027年度以降となります。

※2 容量拠出金を超えて還元される部分は対価性が認められないため、不課税として処理されます



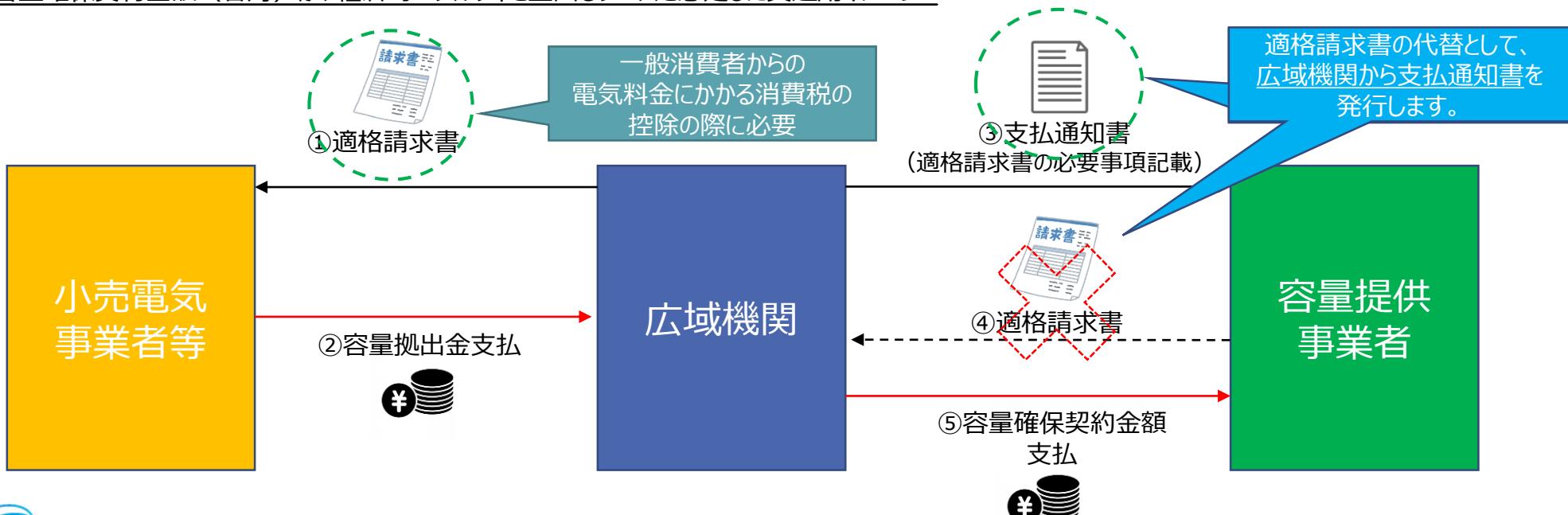
7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理 インボイス制度対応について

70

- 消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引でも、インボイス制度対応を行う必要があります。
- 本機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ、本機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します※。
- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、本機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報を記載する運用を予定しております。

※小売電気事業者等の登録番号について、本機関から発行する請求書又は支払通知書に、小売電気事業者等の登録番号を記載するため、会員情報管理システムへの情報登録をお願いします（P.23参照）

容量確保契約金額（各月）が、経済的ペナルティを上回るケースを想定した実運用イメージ



- 【Q-1】各小売電気事業者への請求額の算定における最大需要発生時（1時間）について、各小売ごとの最大需要発生時の値か、それとも、当該エリア全体の最大需要発生時における各小売電気事業者の値を使用しますか。
- 【A-1】各小売電気事業者へ請求する容量拠出金の算定に使用する最大需要発生時（1時間）は、当該エリアの最大需要発生時における各小売電気事業者の値を使用します。
- 【Q-2】容量拠出金はBGに関わらず、各小売電気事業者に請求されますか。
- 【A-2】容量拠出金の請求は、各小売電気事業者それぞれに対して行われます。
- 【Q-3】容量拠出金の算定について、自己託送を行う需要分についてどのように扱われますか。
- 【A-3】自己託送に関する需要は容量拠出金の算定対象外となります。自己託送ではない、系統からの購入電力による需要に対する契約電力分は容量拠出金の算定対象となります。
- 【Q-4】登録特定送配電事業者も、容量拠出金の請求対象でしょうか。
- 【A-4】登録特定送配電事業者が系統から電力の供給を受けている場合は、その部分に関しては小売電気事業者と同様に容量拠出金の請求対象となります。ただし、一般の需要とは区別された特定の供給地点の需要に対し、自エリア内での供給力のみをもって供給を行っている場合に限り、容量拠出金の請求対象外となります。

- 【Q-5】実需給前年度にて事業を休止し、実需給年度に事業を再開する予定だが、その場合、容量拠出金はどのように算定されますか。
- 【A-5】実需給前年度の夏季/冬季のピーク時電力kW実績がゼロであり、託送契約電力kWの実績もゼロの場合は新規参入として、実需給年度各月の託送契約電力kWをもとに容量拠出金を算定します。
- 【Q-6】各小売電気事業者の配分比率の計算に使用する電力量は、需要端でしょうか、あるいは送電端でしょうか。
- 【A-6】各小売電気事業者の配分比率の算定のために用いる電力量は送電端となります。
- 【Q-7】シェア変動を計算する託送契約断面日を教えてください（例えば4月1日の託送契約電力kWとなるのか）。
- 【A-7】託送契約電力kW実績を算定する際、託送料金の計算に用いた託送契約電力kWの合算値を使用いたします。このため、例えば「4月分」であっても検針日等により、託送契約電力kWの計算期間は異なってくると存じます。本機関としては、各一般送配電事業者から連携される託送契約電力kWの実績を正として算定いたします。

- 【Q-8】各小売電気事業者のシェア変動を計算する場合の有効桁数は小数点以下何桁ですか。
- 【A-8】各小売電気事業者のシェア変動後の配分比率の算出においては、小数点以下16桁までを有効数字として扱います（実数の小数点以下第17位を四捨五入）。
- 【Q-9】容量拠出金が各小売電気事業者の負担となることから、容量拠出金を需要家の電気料金に反映する場合もあるかと存じます。小売電気料金への反映は禁止されていないものと存じますが、反映するにあたってルール等があればご教示いただけますでしょうか。
- 【A-9】容量拠出金に係る、小売電気料金への反映可否、方法については各事業者様のご判断となります。
- 【Q-10】実需給前年度冬季ピークの最終月（2月）に需給実績があれば、通常の算定方法となりますか。また、需要実績が前年度2月は発生せず、3月から発生していた場合、前年度実績は無しとして、新規参入扱いとなりますか。
- 【A-10】実需給前年度2月分の託送契約電力kWが存在する場合、2024年度後半（10～3月分）については新規参入とならず、通常の算定方法で容量拠出金の算定を行います。実需給前年度のピーク実績が存在せず、3月以降に託送契約電力kWが発生した場合、新規参入扱いとなります（P.57参照）。

- 【Q-11】ある小売電気事業者が、容量提供事業者として容量確保契約も締結していた場合、月次の容量確保契約金額と容量拠出金が相殺されることはありますか。
- 【A-11】容量確保契約金額の支払と、容量拠出金の請求は別々に行われます。

- 【Q-12】小売電気事業者が2024年3月まで小売需要家が存在し、2024年4月から需要家数が0件となった場合、2024年4月分の容量拠出金は0円になる理解でよいですか。
- 【A-12】実需給年度において、各一般送配電事業者から連携される託送契約電力kWの実績が0kWであれば、容量拠出金は0円となります。

- 【Q-13】分割供給の場合、容量拠出金はどのように算定されますか。
- 【A-13】容量市場の容量拠出金の算定方法は、実需給前年度の夏季・冬季ピーク時の電力使用量の実績比率にもとづいて算定が実施され、実需給年度の各月の託送契約電力kWによるシェア補正が行われます。容量市場はkW価値に対して取引を行うことから、容量市場の実需給年度の各月のシェア補正の算定は、kWの供給力を確保していく考え方によつて各小売電気事業者の託送契約電力kWを用いることと国において整理がなされ、具体的な算定方法については各小売電気事業者の当該地点の託送契約電力kWが用いられます。なお、分割供給地点の場合でも、前述の内容に変更はございません。

- 【Q-14】実需給年度の各月のシェア補正の算定に用いられる託送契約電力kWには、自家発補給契約電力分も含まれますか。
- 【A-14】自家発補給契約が適用される需要における託送契約電力kWも、実績に含まれます。

- 【Q-15】小売電気事業者の容量拠出金算定に用いるピーク時電力kWの値には最終保証供給分が含まれますか。
- 【A-15】最終保障供給分のkWは含まれません。

- 【Q-16】2023年秋口より小売電気事業に新規参入したが、先般12月の2024年度向けの仮請求額通知書が発行されなかった。新規参入の場合は仮請求通知書は発行いただけないのか。
- 【A-16】実需給前年度の新規参入の場合において、新規参入の時期により、実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績が存在しない場合は、容量拠出金仮請求通知書の発行対象外となります。

- 【Q-17】小売電気事業者Aから小売電気事業者Bに小売電気事業を実需給前年度に承継した場合、実需給期間中の容量拠出金の算定はどのようになるのか。※小売電気事業者AとB共に需要実績あり
- 【A-17】小売電気事業の承継があった場合、以下のケースの通り諸元を参照して算定します。

ケース①：小売電気事業者A（事業者コード：A）から小売電気事業者B（事業者コード：B）に小売電気事業を承継した場合（2024/10/1承継の前提）

- ・前年度夏季/冬季ピーク時電力kW：小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績のみ参照
- ・前年度夏季/冬季託送契約電力kW：小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績のみ参照
- ・算定対象月の託送契約電力kW：小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績のみ参照

これは小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績を参照することで、託送契約電力kWの変動によって事業承継による変動が反映されるものとなります。

ケース②：小売電気事業者A（事業者コード：A）から小売電気事業者B（事業者コード：B）に小売電気事業を承継したが、小売電気事業者Bが事業者コード：AとBを併用した場合（2024/10/1承継の前提）

- ・前年度夏季ピーク時電力kW：小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績のみ参照（承継前のため）
- ・前年度冬季ピーク時電力kW：小売電気事業者AとB（事業者コード：AとB）の合算値を参照（承継後のため）
- ・前年度夏季託送契約電力kW：小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績のみ参照（承継前のため）
- ・前年度冬季託送契約電力kW：小売電気事業者AとB（事業者コード：AとB）の合算値を参照（承継後のため）
- ・算定対象月の託送契約電力kW：小売電気事業者AとB（事業者コード：AとB）の合算値を参照（承継後のため）

このケースは小売電気事業者Aから小売電気事業者Bへ事業承継したものの、スイッチングの手間などの関係により、小売電気事業者Aが事業承継を機に本機関の会員を脱退した後も、小売電気事業者Bが引き続き事業者コード：Aを使用するケースで、この場合は事業承継後において事業者コードAとBの合算値を参照する必要があります。

なお、事業承継に関連して、容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）は実需給前年度夏季ピーク時電力kWを基に小売電気事業者AとBへそれぞれ発行しているため、小売電気事業者Bは仮請求通知書と実需給期間中の容量拠出金の請求額に関して、事業承継に伴う乖離が生じる可能性があります。

- 【Q-18】容量拠出金請求額通知書の発行から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことができるきます。この際に、事業者が異議申立を行わない場合でも、他事業者の異議申立による再検討の結果によっては、通知書発行時点金額から請求金額が変わる事はありますか。
- 【A-18】ご認識の通りです。事業者からの異議申立が無い場合であっても、同エリアにおける他事業者からの異議申立により請求額が変更となった場合は、貴社への請求額も変わる可能性があります。なお、異議申立に起因する場合に限らず、容量拠出金を再算定する場合には、再算定の理由の如何によらず、以下のいずれかの対応を想定しています。
 - ①当月請求を再算定し、通知書を再発行。
 - ②次月以降の請求で、再算定との差額を精算。
 - ③年次精算に、再算定との差額を反映。
- 【Q-19】小売電気事業者であるものの、電力供給実績がないので、容量拠出金は発生しないと認識しています。その状況下でも、会員情報管理システム上へ口座情報及び適格請求書発行事業者登録番号の登録が必要でしょうか。
- 【A-19】容量拠出金が発生しない小売電気事業者も、広域機関の会員情報管理システムの仕様上、口座情報の入力が必須であること、今後において口座情報等が必要となった際のことを考慮し、各小売電気事業者に、口座情報及び適格請求書発行事業者登録番号の入力をお願いしております。なお、お預かりする情報のセキュリティには十分配慮しております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。※消費税法に基づく免税事業者に該当する場合には、適格請求書発行事業者登録番号の入力は不要です。

■ 【Q-20】各小売電気事業者に対する各月の容量拠出金請求額の計算過程における単位・端数処理方法を教えてください。

- ①シェア変動
- ②シェア変動考慮後のkW
- ③シェア変動後の配分比率
- ④各小売電気事業者への毎月の請求額

■ 【A-20】

上記については、次の通りです。

- ①シェア変動では端数処理せずに、②シェア変動考慮後のkW算出時に小数点以下を四捨五入します。
- ③シェア変動後の配分比率は、小数第17位を四捨五入し、小数第16位まで計算します。
- ④各小売電気事業者への毎月の請求額は、小数第1位を四捨五入します。

なお、エリア別小売電気事業者の容量拠出金負担総額（各月）は、エリア別小売電気事業者の容量拠出金負担総額（年間）を12で割り、小数点以下の端数を切り捨てることで算出いたします。

（3月分のエリア別小売電気事業者の容量拠出金負担総額（各月）にて、切捨てた端数の調整を行います。）

- 【Q-21】一般送配電事業者は、年次精算の対象となるのでしょうか。
- 【A-21】一般送配電事業者も年次精算の対象となります、年次精算の1つである「還元」の対象外となります点をご留意ください。
本説明資料の以下のページをご覧ください。
 - ・年次精算（一般送配電事業者・配電事業者）：P53参照
 - ・一般送配電事業者・配電事業者が還元の対象外である旨を説明：P8, P14(※3), P68参照
- 【Q-22】広域機関が容量提供事業者に容量確保契約金額を支払う際に控除される振入手数料の金額及びその取扱いを教えてください。
- 【A-22】容量市場に係る「容量確保契約に係る容量確保契約金額の支払金額」又は「容量拠出金の年次精算を踏まえて支払となつた場合の支払金額」について、本機関から事業者への支払に係る振入手数料は別途通知いたします。

なお、振入手数料は、容量確保契約に係る「容量確保契約約款（第21条）」と容量拠出金の「容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2026年度）※」に記載のとおり事業者負担となり、本機関が発行する支払通知書に記載の支払金額（税込）から振入手数料（税込）を差し引いた金額にて事業者へ入金されます。

※：容量拠出金対応編の業務マニュアルは、2025年10月8日に以下のページにて意見募集用の案を公表しました。
意見募集期間は2025年10月8日～10月22日となります。

https://www.occto.or.jp/iken/2025/251008_youryou_gyoumumanual_ikenboshu.html

ファイル名『容量市場 業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2026年度）（案）』

- 【Q-23】容量拠出金請求額通知書における備考欄の記載内容について教えてください
- 【A-23】容量拠出金の主要な算定根拠となる、各小売事業者ごとの以下の値を記載しております。
 - ・前年度ピーク時電力kW[kW]
 - ・前年度ピーク託送契約電力kW[kW]
 - ・請求対象月の託送契約電力kW[kW]

なお、これまで備考欄に記載しておりますが、2026年度より通知書下部に記載欄を追加し、記載場所を備考欄から記載欄に変更する予定です。

(算定諸元 補足説明)

- ・夏季ピーク時電力kW実績は、実需給年度4月～9月分の算定に使用します。
- ・冬季ピーク時電力kW実績は、実需給年度10月～3月分の算定に使用します。

例えば、2026年4月分の算定には、2025年度夏季(7月～9月)のピーク時電力kW実績を使用します。本説明会資料のP60からP64に、通知書の備考欄に記載される算定諸元について記載していますのでご覧ください。

- 【Q-24】「容量市場口座情報等の会員情報管理システムへの登録」(P31) に振込人名を入力する際に、小売電気事業者等が使用するシステムの制約により、振込人名の変更ができない場合があります。その場合を例示するとともに、対応方法を教えてください。
- 【A-24】次の点にご留意ください。
 1. 事業者名は、半角カナ入力となります。
 2. 半角カナ入力時に、濁点を要する文字は、2文字にして入力します。例えば、「ジ」の場合、「シ」と、濁点「゛」の二文字にします。
 - ・変換方法は、例えば「いろはえなじー」であれば、「無変換」キーを2回押下すると半角カナ変換が可能となります。また、「ジ」の場合、「シ」と濁点「゛」の二文字にします。
 3. 半角小文字は使用できないので、半角大文字にして入力します。例えば「オーケション」は、「オーケション」と入力します。
 4. 半角カナ入力方式で使用できる文字種は、
 - ・カナ（小文字を除く）
 - ・濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字（0～9）、SP[スペース]、記号4種類 (()、-[ハイフン]、-[ピリド])
 5. 半角対象項目
 - ・口座名義カナ
 - ・債権代表者振込名義カナ

■ 【A-24】<前頁続き>

6. 参考情報

〈ご参考〉「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け容量市場関連編～」P37,38

<https://www.occto.or.jp/kaiin/kaiinjoho.html>

7. 上記6.取扱マニュアルで振込人名を「アイエオ」又は「アイエオ(カ)とするよう指示している一方で、システム上の制約によりこのように入力できない場合、「アイエオ」としていただいて結構です。
8. 小売電気事業者等のシステムの制約により、振込人名（カナ）に事業者コードなど任意の文字を追加できない場合には、広域機関にお問合せください。

■ 【Q-25】容量拠出金の算出に使われる「請求対象月の託送契約電力kW」につきまして、低圧電力の場合は、「託送契約電力kW」はどのように算出されますか。

■ 【A-25】容量拠出金の算定に使用する「託送契約電力kW」は、各一般送配電事業者から本機関に事業者様ごとの数値で提供を受けた数値を用いています。なお、低圧・高圧・特高といった内訳やその算出方法については、本機関では把握しておりません。

- 【Q-26】小売電気事業者向け容量拠出金検算ツールは、どちらから入手できますか。
- 【A-26】実需給2026年度向けの検算ツールは、2026年度4月分の容量拠出金請求額通知書の発行を目途に公表予定となります。

ご参考として、実需給2025年度向けの容量拠出金請求額の検算ツールを以下のページからご確認ください。

<https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/youryoukyosyutukin/shogen/2025.html>

- 【Q-27】N月分の容量拠出金の請求書は（N + 3月）に適格請求書として発行されると認識しています。各事業者における、容量拠出金に係る消費税の計上時期について教えてください。
- 【A-27】消費税の計上時期については納税主体の判断に委ねられており、事業者側における計上時期等については本機関では判断いたしかねます。
- 【Q-28】新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行うものと認識しています。新規参入の場合で、自社が最大の事業者にあたるかどうかは、どのように判別することができますでしょうか。
- 【A-28】新規参入の最大事業者は、機密情報として公表はしておりませんので、お問合せをいただいた際にお答えしております。

- 【Q-29】事業者Bの需要家が前年度夏季ピーク時の指定日時に電力使用があり、その指定日時を過ぎた後に事業者Aにスイッチングした場合（当該需要家を「旧B需要家」とします）、事業者Aに合算されるのでしょうか。
- 【A-29】事業者A・Bとも、独立した事業者コードを継続して使用しているという前提とします。容量拠出金は、同時同量データおよび各一般送配電事業者から本機関に提出される、事業者コードごとの情報に基づき、エリア単位で算定されます。そのため、「旧B需要家」の前年度夏季ピーク時電力kWは、あくまで事業者Bの実績として扱われ、合算されることはありません。

- 【Q-30】7月～9月に需要があったにもかかわらず、ピーク時電力kW実績が0kWとなっている理由について教えてください。
- 【A-30】容量拠出金の算定に使用するピーク時電力kW実績は、最大需要が発生した日時の数値です。そのため、同じ月に需要や託送契約電力kW、容量拠出金の請求などがあった場合でも、ピーク時電力kW実績は0kWとなることがあります。例えば、最大需要が発生した日時では、自家発電で需要が賄われており、同時同量監視情報では0kWになっていた、という場合が該当します。

- 問合せ先は下記ページをご確認ください。
- <https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html>

— 容量市場に関するお問合せ —

容量市場に関するお問合せ連絡先をご案内します。
恐れ入りますが、お問合せの前にFAQをご覧下さい。

容量市場 FAQ

● お問合せフォーム

回答には10営業日程度、内容によってはそれ以上のお時間をいただきます。「至急」「明日午前中まで」などのご要望にはお応えしかねますので、お早めにお問合せください。

メインオークション・追加オークション、容量拠出金などについて

長期脱炭素電源オークションについて

脱炭素化ロードマップ、蓄電池に係る事業計画、応札価格の監視、他市場収益の監視に関するお問合せは以下の窓口にお問合せください。

資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
(脱炭素化ロードマップおよび蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ) メールアドレス : bzl-chouki-auction@meti.go.jp

電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
(応札価格の監視に関するお問合せ) : メールアドレス : bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp
(他市場収益の監視に関するお問合せ) : メールアドレス : bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp

● 事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請について

事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請に関するお問合せ先は、下記資料内をご参照ください。

資料 : 容量市場における事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得について (888KB)

8. FAQ・お問合せ先・その他お知らせ facebook や X (旧Twitter) による情報発信

86

- 本機関では、説明会の開催案内や容量市場に係るお知らせのHP掲載と共に、facebookやX (旧Twitter) を通じて情報発信しております。
- 本機関からのお知らせ等の情報把握のために、ご活用いただきますようお願いいたします。

< facebook の本機関ページ >



The screenshot shows the OCCTO Facebook page. It features a cover photo of people in a control room. The page title is "電力広域的運営推進機関" (Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN). Below the title, it says "27 件の「いいね！」・フォロワー53人". The main content area shows a post from "電力広域的運営推進機関" with the text: "【お知らせ】 容量市場・長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）の制度概要説明会を開催します 2023/6/22(木) 10:30～12:00 オンライン説明会 是非ご参加ください。もっと見る". There is also a photo of the control room with a caption: "容量市場・長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）の制度概要説明会の開催のご案内について".

<https://www.facebook.com/occto.jp/>

< X (旧Twitter) の本機関ページ >



The screenshot shows the OCCTO Twitter page. The title is "電力広域的運営推進機関" (@occto_jp). It has 291 tweets and 481 likes. The main content area shows a post with the text: "電力広域的運営推進機関" (@occto_jp) 2020年5月からTwitterを利用しています. The post also includes a photo of the control room and a caption: "容量市場・長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）の制度概要説明会を開催します 2023/6/22(木) 10:30～12:00".

https://twitter.com/occto_jp

8. FAQ・お問合せ先・その他お知らせ

その他お知らせ_事業者登録内容に変更がある場合のご対応についてのお願い

87

■ 事業者登録内容に変更がある場合は、下記URLをご参照のうえ、適宜、資源エネルギー庁及び本機関宛にお手続きをお願いいたします。

■ 資源エネルギー庁：小売電気事業の登録申請・届出

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/entry/

■ 電力広域的運営推進機関：会員情報の変更・脱退

https://www.occto.or.jp/kaiin/henkou_dattai.html

＜資源エネルギー庁：小売電気事業の登録申請届出＞



資源エネルギー庁
Agency for Natural Resources and Energy

ホーム スペシャルコンテンツ 当庁について お知らせ 政策について 調達情報 統計・データ 審議会・予算

エネルギー政策（全般） 省エネルギー・新エネルギー 資源・燃料 電力・ガス

小売電気事業の登録申請・届出

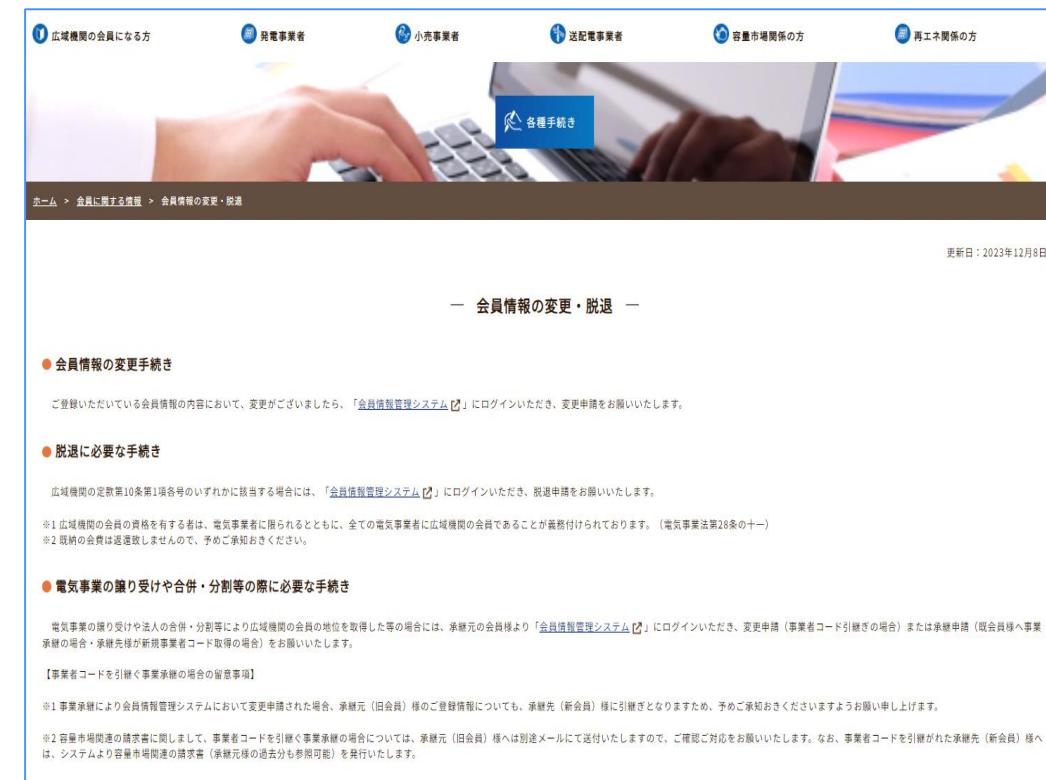
新着情報

令和5年4月7日 一定規模以上の小売供給に関する契約に係る中途解約又は小売電気事業に係る休・廃止をしようとする場合の手続きを追加しました。

令和5年4月3日 小売電気事業登録申請に係る申請書類が追加されました。

小売電気事業開始までの一般的な手続きの全体像について
登録申請から登録までの流れ、手続きについて
登録後に必要な届出・報告等について
登録情報の変更、承継、休廃止、解散に係る手続きについて
関係法令等
よくある質問（準備中）

＜電力広域的運営推進機関：会員情報の変更・脱退＞



広域機関の会員になる方 発電事業者 小売事業者 送配電事業者 容量市場関係の方 再エネ関係の方

各種手続き

会員情報の変更・脱退

会員情報の変更手続き

ご登録いただいている会員情報の内容において、変更がございましたら、「会員情報管理システム」にログインいただき、変更申請をお願いいたします。

※1 広域機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限られるとともに、全ての電気事業者に広域機関の会員であることが義務付けられております。（電気事業法第23条の十一）
※2 現在の会員は送還致しませんので、ご了承ください。

電気事業の譲り受けや合併・分割等に際する手続き

電気事業の譲り受けや合併・分割等により広域機関の会員の地位を取得した等の場合には、承継元の会員より「会員情報管理システム」にログインいただき、変更申請（事業者コード引継ぎの場合）または承継申請（現会員様へ事業承継の場合、承継先様が新規事業者コード取得の場合）をお願いいたします。

事業者コード引継ぎ・事業承継の場合の留意事項

事業者承継により会員情報管理システムにおいて変更申請された場合、承継元（旧会員）様のご登録情報についても、承継先（新会員）様に引継ぎとなりますため、予めご承知くださいますようお願い申し上げます。

※2 容量市場関連の請求書にしまして、事業者コードを引継ぐ事業承継の場合については、承継元（旧会員）様へは別途メールにて送付いたしますので、ご確認ご対応をお願いいたします。なお、事業者コードを引継がれた承継先（新会員）様へは、システムにより容量市場関連の請求書（承継元様の過去分も参考可能）を発行いたします。

変更箇所	変更内容	日付
P32	年次精算における、請求書又は支払通知書発行時期の修正	2025年11月7日
P26	容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）イメージの差し替え 1.容量拠出金仮請求額の備考欄内、参照ページの修正	2025年12月18日
P61	容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）イメージの差し替え	2025年12月18日